第３回定例会議事日程（第３号）

第１　一般質問

西　美香君

１．地域経済活性化に向けた企業誘致と串木野駅周辺のまちづくりについて

（１）串木野駅周辺を、本市の玄関口としてどのように描き、その実現に向けて企業誘致や地域経済活性化をどのように進めていく考えか。

（２）若者や女性の雇用創出につながる企業誘致について、どのような業種や企業をターゲットとして取り組んでいるか。

（３）地域の魅力向上や交流人口の拡大を図るため、大規模な駅周辺整備を見据えつつ、その間の取組として、既存施設を活用した交流・観光拠点としての「道の駅」機能の導入や、将来的な「道の駅」登録について検討する考えはないか。

２．自転車交通安全対策について

道路交通法の改正により、自転車利用者に対する交通違反の取り締まりが強化される中、市民への周知啓発や交通安全教育の充実が重要であると考える。

（１）本市における自転車交通安全対策の現状、学校教育や警察との連携、高齢者・外国人、児童・生徒やその保護者への啓発強化、さらには安全な道路環境づくりについて、市の考えを伺う。

吉留良三君

１．「中小企業・小規模企業振興基本条例」を生かした産業・地域振興について

（１）条例にどのような見通し・狙いをもって提案されたのか伺う。

（２）推進会議を作り、市民総ぐるみで新たな産業振興・地域づくりを目指すが、成功のカギはどのように把握されているか。

（３）製造業者と農業者など様々な連携が重要だと思う。市のリーダーシップも問われると思うがどのように考えるか。

（４）将来を見通すと学校との連携も重要で、とりわけ食育で連携の重要性をどう考えるか。

（５）新事業のサワーポメロブランド化や新規就農者誘致環境整備事業等、しっかりした野菜供給体制整備のための柑橘・野菜団地の整備を確実にすすめるべきではないか。

（６）金融機関の融資に対する利子補助制度の見直し等できる対策は急ぐべきではないか。

２．これからのまちづくりを支える職員の確保について

（１）令和８年３月の普通退職６名、働き盛りの人材を失ったのではないか。

（２）時間外勤務・休日勤務の現状とその対策はどうか。

（３）職員の定着に向け、どのような魅力ある環境づくりを考えるか。

（４）「同一労働同一賃金」の判例も示されたが、職員の４割ほどを占める会計年度任用職員の任用の基本はどう対処されているか。

３．学校跡地を活用したエッセンシャルサービス確保について

住民の日常生活を維持するために欠かせない小売りや交通、物流などのエッセンシャルサービスを第一義的に考えた学校跡地活用など進めるべきではないか。

竹中ひかり君

１．指定ごみ袋の記名について

ごみの分別定着に寄与してきた「記名」のルールだが、都市部からのＵ・Ｉターン者からはプライバシーや防犯面に対する懸念の声が上がっている。定住人口の増加を目指す本市において、伝統的なマナー維持と現代的な個人情報保護を両立させる見直しの方針を問う。

（１）「記名」における分別の徹底及び不法投棄に対する抑止効果について伺う。

（２）防犯及びプライバシー保護の観点から記名制度のあり方について伺う。

（３）移住・定住を促進する本市のまちづくりとの整合性について伺う。
（４）市民の不安を解消するため、今後、ルール見直しの検討はできないか伺う。

２．子どもの居場所づくりについて

４中学校の統合により新串木野中学校が始動した今、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保が急務である。子どもたちの心のＳＯＳに対し、学校内外や行政窓口が連携した包括的なサポート体制の構築と今後の取組を問う。

（１）いじめの未然防止と早期発見に向けた取組について伺う。
（２）不登校児童・生徒への相談体制と、相談後の柔軟な支援対応について伺う。
（３）教職員等の専門性向上に向けた研修等への参加状況について伺う。
（４）フリースクール等の学校外施設と行政窓口、学校との有効な連携について伺う。

３．観光振興に向けた受入れ態勢の強化について

車を利用しない観光客の増加を見据え、串木野駅を拠点とした二次交通の確保や観光案内機能、イベント告知の強化が必要である。本市の魅力を体感し周遊してもらうための利便性向上と、今後の受入れ態勢の強化を問う。

（１）本市における公共交通機関等を利用した観光客の受入れ状況と今後の課題について伺う。
（２）串木野駅舎を活用した観光案内所の設置について伺う。
（３）レンタル自転車や新たな移動モビリティ（ＬＵＵＰ等）の導入による二次交通の確保について伺う。
（４）掲示板等を活用したイベントの告知とアクセス情報の効果的な発信について伺う。

奥吉拓郎君

１．洋上風力発電について

（１）昨年10月の準備区域指定時に指摘された「地元住民への理解醸成」について伺う。
（２）2022年５月19日の南日本新聞の記事によると南国殖産、三井不動産、インフラックスの３事業者が本市沖に洋上風力発電事業を計画していると書かれている。現在、本市沿岸５㎞以内に計画中の事業者は、何社存在するのか。
（３）現在の枠組みでは、専門的な知見や技術が不足しており、議論がこれ以上深まらないことから、国への情報提供を行うとのことだが、住民自治の観点から考えると専門的な知見や技術が得られるまで保留すべきではないか。
（４）欧州議会のシンポジウムで風力発電の低周波音による健康被害のメカニズムが報告された。市民の命・健康を守るために方針転換するべきではないか。

２．耕作放棄地について

（１）耕作放棄地の現状について
①本市における耕作放棄地の面積及び件数について伺う。
②雑草繁茂・害虫発生等により相談を受けた件数及び「著しい支障」が生じていると判断される事例数について伺う。
③所有者への通知の実施件数について伺う。
（２）通知の実効性について
①通知後に所有者が草刈り等を実施した割合について伺う。
②実施されなかった場合の対策はどのようにしているのか。
③②の対策をとっても所有者が草刈り等を行わない場合は、近接地の住人は我慢を強いられることになると考えるが、所有者に対し、行政代執行や罰金を科すことはできないか。

３．教育現場におけるタブレットについて

（１）学校教育の現場にタブレットが導入されたことによるメリットとデメリットについて伺う。
（２）児童・生徒は、１日に何時間程度画面を見るのか。
（３）タブレット導入後の学力について伺う。
（４）児童・生徒の心身への悪影響が懸念されるが、それについての対策は行われているか。
（５）デジタル導入の先進国フィンランドでは、デメリットが問題になり紙の教科書に戻している。本市としては「紙を基軸とし、タブレットは補助的に使う」という教育方

針を掲げるべきではないか。

４．本市の観光振興について

（１）串木野駅を利用される観光客の移動の利便性向上のために串木野駅にコインロッカーを設置してはどうか。

（２）観光案内所と串木野駅をＺＯＯＭ等で繋ぎ、観光客が気軽に問合せができる環境を整備してはどうか。

（３）フラーゴラッド鹿児島がＳＶリーグに昇格し、本市の総合体育館等がホームアリーナとして使われることになった。県内外から多くの方が観戦に訪れることが見込まれるが、今後の本市のＰＲ活動について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第３号（６月２３日）（火曜）

出席議員　　１３名

１番	西　　美香君	９番	東　　育代君
３番	福山修司郎君	１０番	濵田　　尚君
４番	奥吉拓郎君	１１番	竹之内　　勉君
５番	竹中ひかり君	１２番	原口政敏君
６番	西田憲智君	１３番	福田清宏君
７番	吉留良三君	１４番	松崎幹夫君
８番	江口祥子君		

欠席議員　　１名

２番　　二井谷友希君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	石元謙吾君	主査	軍神卓也君
補佐	岩下麻衣君	主任	宮之原　　聖君

説明のため出席した者の職氏名

市長	中屋謙治君	シティセールス課長	長﨑　　崇君
副市長	出水喜三彦君	まちづくり防災課長	宮持大作君
教育長	相良一洋君	都市建設課長	吉見和幸君
総務課長	長畑正博君	水産商工課長	榎並哲郎君
企画政策課長	山﨑達治君	農政課長	久木田　　聡君
財政課長	神薗正樹君	市民生活課長	西久保敏彦君
教育総務課長	吉永康彦君	学校教育課長	米村英紀君
消防長	上夷征史君	子どもみらい課長	久徳和久君
産業立地課長	大平博喜君	農業委員会事務局長	篠原昭彦君

令和８年６月23日午前10時00分開議

△開　　議

○議長（松崎幹夫君）　これから本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△日程第１　一般質問

○議長（松崎幹夫君）　日程第１、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、西美香議員の発言を許します。

［１番西　美香君登壇］

○１番（西　美香君）　おはようございます。通告に従い、市長に質問いたします。

初めに、地域経済活性化に向けた企業誘致と串木野駅周辺のまちづくりについて質問いたします。

本市では、人口減少や少子高齢化が進み、地域経済や地域コミュニティの維持が大きな課題となっています。特に、若者が進学や就職を機に市外へ転出し、そのまま戻らない状況や女性が希望する働く場が限られていることは、人口減少や少子化にも大きく影響しているものと考えます。

人口減少対策を進める上では、子育て支援や移住定住政策だけでなく、その基盤となる雇用の場の確保が重要であり、若者や女性が地元で安心して働き、結婚、子育てができる環境づくりが必要ではないでしょうか。

また、串木野駅周辺は、企業誘致や交流人口の拡大を図る上で大きな可能性を持つエリアであり、今後その活用方策について協議が進められるプリマハム串木野工場跡地についても、駅周辺全体のまちづくりの中で長期的な視点を持って活用を検討していくことが重要であると考えます。

これから、駅周辺を含めた全体構造の検討が進められていくとのことですが、市長は、串木野駅周辺を本市の玄関口としてどのような将来像を描き、その実現に向けて企業誘致や地域経済活性化をどのように進めていくか、その基本的な考えをお伺いし、壇上からの質問といたします。

［市長中屋謙治君登壇］

○市長（中屋謙治君）　おはようございます。西美香議員の御質問にお答えをいたします。

串木野駅周辺の開発についてであります。

串木野駅周辺につきましては、本市の玄関口として、市民はもとより市外から訪れる方々を迎える重要なエリアであります。プリマハム鹿児島工場跡地は、駅に隣接するまとまった一等地であると認識いたしております。

このため、本市では、工場跡地約4.5ヘクタールを含む駅周辺エリアを対象として、令和８年５月、今年の５月に串木野駅周辺開発全体構想を策定したところであります。

構想の策定に当たりましては、市民アンケートや関係団体へのヒアリング、パブリックコメントなどを実施し、幅広く意見を伺いながら検討を進めてまいりました。

こうした意見を踏まえ、串木野駅周辺を市民のワクワクが広がるまちづくりの実現を目指すエリアとして位置づけるとともに、プリマハム跡地をその取組を先導する拠点として位置づけたところであります。

また、跡地活用のコンセプトを「学びと遊び」とし、公共が主体となって進める公共主体ゾーンと民間による多様なサービスの導入を目指す民間誘導ゾーンの二つを設定したところであります。

特に、民間企業の誘致に当たりましては、企業が立地を判断する上で収益性や市場性、将来性が重要な要素になるものと認識をいたしております。そのため、まずは公共主体ゾーンにおいて人が集まる環境を整え、駅周辺の魅力や市場価値を高めることで、民間投資や雇用の創出など、企業参画を促進してまいりたいと考えております。

今後につきましては、プリマハムとの協議を進めるとともに、市民の皆様の御意見をお伺いしながら、市全体の賑わいや地域経済の活性化につながるよう、駅周辺のまちづくりを進めてまいります。

○１番（西　美香君）　人口減少対策を進める上では単に企業数を増やすだけではなく、若者や女性が地元に残り、あるいは一度市外へ出た人が戻ってき

て働くことのできる雇用環境を整えることが重要であると考えます。

現在、本市には製造業や農林水産業などの地域を支える産業があり、西薩工業団地、安茶工業団地への企業誘致も進められております。

一方で、若い世代や女性が希望する職種や働き方については、さらに選択肢を広げていく必要があるのではないでしょうか。

さらに、企業誘致は地域経済の活性化だけではなく、定住促進、子育て支援、少子化対策にもつながる重要な施策であると考えます。

本市においては、どのような業種・規模の企業を現実的な誘致対象としているのか伺います。

○産業立地課長（大平博喜君）　企業誘致の取組についてでございます。

本市では、第２次総合計画後期基本計画におきまして、企業の雇用者数であるとか、あとはＩＴ関連企業の立地件数というのを目標に掲げて企業誘致に取り組んでいるところでございます。

具体的には、西薩工業団地への企業誘致を基本としながらも、残りの分譲地が少ないことから、現在、新たに安茶工業団地の造成を進めており、令和９年１月の分譲開始に向けて立地企業調査を実施するなど取り組んでいるところでございます。

こちらに関しては、一応、製造業を対象とした企業誘致を進めているところでございます。

また、令和４年度にはＭＩＮＡＴＯよりあいオフィスを整備しまして、若い世代の雇用の場を確保するため、ＩＴ関連企業の誘致にも取り組んでいるところでございます。

○１番（西　美香君）　本市では、企業立地促進のために用地取得費の助成、建物・機械設備投資への助成、新規地元雇用者１人につき50万円の助成、事業所用水補助、10年間土地賃借料無料制度、電気料金助成等、県内でも比較的手厚い助成制度を設けています。

近年は人口減少対策として、先ほどもありましたが、ＩＴ企業の企業誘致にも取り組んでいますが、これに関しては、なかなか際立った誘致には至っていない状況のようです。

現在の企業誘致対策は、設備投資や立地促進に重点が置かれているように感じますが、企業誘致の最終的な目的を若者や女性が地元で働き、定住できる環境づくりと位置づけ、戦略的に進める考えはないのか伺います。

○産業立地課長（大平博喜君）　先ほども御紹介しましたが、第２次総合計画の後期基本計画におきまして、議員仰せの部分でございますサテライトオフィスを活用したＩＴ関連企業の誘致ということで、主要施策の一つとして取り組んでいるところでございます。

御指摘があったように、製造業だけに限らず、そういった若い方々の雇用の場、また、女性向けの雇用の場といった部分も確保しながら引き続き企業誘致に取り組んでまいりたいと考えています。

○１番（西　美香君）　現在、市では駅周辺全体像として公共主体ゾーンと民間誘導ゾーンに区分しながら今後のまちづくりを進めていく考えと伺っております。

公共主体ゾーンは、去る５月30日の南日本新聞に市の構想として記事が掲載されています。そこには跡地の公共主体ゾーンの利活用イメージとして、広場、図書館、多目的ゾーン、駐車場のイラストが描かれています。

本市は今年、長崎鼻公園のオープンを控えています。また、図書館についてはロビーがリニューアルされたばかりで、昨日の一般質問でもありましたが、市来分館との統合も検討されていると伺います。

特に、長崎鼻公園が交流拠点として整備される中、同様の機能を持つ施設を駅周辺に新設する必要性について、市民が十分理解できる説明が求められます。

私は、施設整備そのものに反対するものではありませんが、まず既存施設の活用や再編の可能性を十分検討した上で整備を判断すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○企画政策課長（山﨑達治君）　串木野駅周辺開発構想における公共主体ゾーンについてであります。

今回策定いたしました構想におきましては、跡地活用のコンセプトとしまして、「学びと遊び」を掲げたところであります。

そのコンセプトのもと、公共主体ゾーンの導入機能といたしまして、図書館機能や広場機能、多目的ホール機能などを想定したところでございます。

公共主体ゾーンにつきましては、官民連携手法を積極的に活用し、施設の魅力や集客力の向上を図り、民間誘導ゾーンへの民間企業の立地を促進する跡地活用の顔となる拠点の形成を目指すこととしております。

そのため、図書館機能や広場機能などを導入する場合は既存施設と同様の機能を整備するものではなく、日常的な賑わいや駅周辺の人の流れを創出し、民間企業の参画につながる新たな機能を備えた施設を考えているところであります。

今後、基本計画の策定段階において、本構想で整理した方向性や機能を基に具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○１番（西　美香君）　全国の自治体が同様の取組を行っている中、本市が他自治体との差別化を図り、若者や女性の雇用創出につながる企業を呼び込むためには、本市ならではの特色や戦略が必要なのではないでしょうか。

また、人口減少対策や地域経済の活性化を図るためには、民間誘導ゾーンにおいて若者や女性の雇用につながる企業や施設を戦略的に誘致していくことが重要であると考えます。

この民間誘導ゾーンは、土地を活かし、人を活かす企業誘致で、このまちで働き、このまちで暮らしたいと思える環境をつくるための投資であるべきと考えます。

市は、この民間誘導ゾーンについてどのようなまちづくりを目指し、どのような業種や企業をターゲットとしているのか伺います。

○企画政策課長（山﨑達治君）　民間誘導ゾーンにおける若者や女性の雇用創出につながる企業等の誘致という形かと思っております。

本構想で示しました民間誘導ゾーンにつきましては、公共主体ゾーンによる集客の効果や市場ポテンシャルの向上を活かし、民間企業の立地や投資を促進する役割を担うものとしております。

また、公共主体ゾーンとの相乗効果によりまして、駅周辺全体の賑わい創出や魅力向上、地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

このため、民間誘導ゾーンにつきましては、商業施設などの暮らしを支える機能や宿泊施設などの交流促進機能などを想定しており、若者や女性の雇用創出にもつなげていきたいと考えております。

一方で、民間誘導ゾーンの立地につきましては、民間事業者の意向や市場性、景気動向などに大きく左右されるものと考えております。

今後、策定する基本計画において先進地の開発事例や民間事業者の意向、市場性等など調査・研究しながら、地域経済への波及効果や雇用創出効果といった視点など、幅広く導入機能について検討を行ってまいりたいと考えております。

○１番（西　美香君）　私も商業施設などが若者や女性の雇用創出につながると思っていましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

今後、協議される串木野駅周辺の土地活用は本市最大の企業誘致のチャンスとも考えます。この機会において、本市の将来を見据えた戦略的な企業誘致を進め、若者や女性の雇用創出、人口減少対策と地域経済活性化を一体的に進めるべきと考えます。

一方で、このような大規模な土地活用には一定の時間を要することから、その間も既存施設や地域資源を有効に活用し、地域の魅力向上や交流人口の拡大に取り組むことが必要ではないでしょうか。

次に、交流拠点の観点から道の駅について伺います。

近年、道の駅は単なる休憩施設ではなく、農産物や特産品の販売、観光情報の発信、交流人口の拡大、防災機能などを備えた地域振興の拠点として全国各地で整備が進められています。

本市においても新たな施設整備だけでなく、既存施設を活用しながら交流・観光拠点としての道の駅機能を導入することは将来の串木野駅周辺開発にもつながる有効な施策の一つではないかと考えます。

道の駅登録の主な条件として、一つ目に十分な駐車場、清潔なトイレ、ベビーコーナーなどの子育て応援施設等の24時間無料で利用できる休憩施設。内容としては、駐車場が20台以上、トイレ10基以上、

24時間利用可能な通信環境、携帯電話でも良しとされており、防災の観点から停電・通信障害に強い災害用特設公衆電話がトレンドとなっており、近年は無料公衆無線ＬＡＮが要望されているそうです。

二つ目に、道路情報だけではなく、観光情報などの提供をする情報発信機能。

三つ目に、農産物や特産品の直売所等の地域連携機能が求められます。

本市においても既存施設の活用や段階的な整備も考えられるのではないかと思います。

また、農産物の販路拡大や交流人口の増加といった観点からその必要性について検討する余地があるのではないかと考えます。

平成31年３月議会において、先輩議員が道の駅整備について一般質問をされており、検討をするという答弁でしたが、７年以上が経過しました。

鹿児島県西部に目を向けますと、東シナ海沿岸部では阿久根市の道の駅阿久根から南さつま市の道の駅きんぽう木花館までの間に道の駅がありません。

特に、本市は国道３号線沿いに位置し、鹿児島市と北薩地域を結ぶ地点にあります。この地理的優位性を活かし、交流人口の拡大や地域産業振興の拠点として、道の駅の可能性を再検討する価値があるのではないでしょうか。

道の駅は、単に休憩施設として利用されるだけではなく、国土交通省に登録されることで全国の道の駅情報として発信され、観光客や道路利用者に認知される情報発信効果があります。

本市においても、まぐろをはじめとする水産物、つけあげなどの加工品、農産物など多くの地域資源があります。道の駅として登録されることで本市の名前や特産品が全国の道の駅マップや情報媒体を通して発信され、交流人口の拡大や地域ブランドの向上につながる可能性があると考えます。

本市として、道の駅登録による情報発信効果や観光振興、地域産業振興への可能性についてどのように認識しているのか、これまでの検討状況と併せて伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　これまでの本市の道の駅の整備検討状況についてお答えいたします。

本市では、道の駅が持つ集客力や情報発信の可能性を認識し、地域活性化の観点から食彩の里を拠点とした道の駅登録について検討を行ってまいりました。

しかしながら、先ほど議員さんからもありましたとおり、道の駅の登録には駐車スペースをはじめ、24時間利用可能なトイレ、情報提供スペース、それから子育て応援施設など多くの要件がございます。

現状の食彩の里は一部条件を満たしていないところがございますので、登録には大きな設備投資が必要になってくるということでございます。

また、ＪＲ串木野駅周辺再開発構想の整備に合わせた新たな道の駅の機能導入・登録につきましても、約１キロ以内に食彩の里があることから、現時点では新たな道の駅の登録を目指すということは難しいと考えております。

本市としましては、地域の魅力向上や交流人口の拡大は重要な課題であると捉えております。

そこで、多大な投資をして道の駅登録を目指すのではなく、現在の食彩の里エリアが持つポテンシャルを最大限に活用して、地場産業の魅力化や提供体制の強化を図ることで、お客様の満足度向上と誘客につなげてまいりたいと考えております。

○１番（西　美香君）　今の答弁で、今のところ食彩の里をこのまま利用するという話でしたけれども、食彩の里をあと少し施設設備を整えて、道の駅登録にするという考えはないのでしょうか。

各省庁が出している道の駅支援メニューとか、いろいろな補助金もあると思いますが、市のもう一度考えを伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　改めてのお答えになりますけれども、現状の施設というのを最大限活かしながら進めていくということで、道の駅の登録については、今、考えていないところでございます。

○１番（西　美香君）　駐車場については既に条件を満たしていると思います。トイレについては増設が必要です。

かつて先輩議員がおっしゃっていたように、薩摩

藩英国留学生記念館を模したレンガ造りにするなど、市内の観光につながることも考えられると思います。

また、通信環境においても、近年は固定電話機能よりもスマートフォンで情報収集を行う利用者のために無料公衆ＬＡＮ、Ｗｉ－Ｆｉの整備が強く求められており、整備することにより利用客の利便性向上や防災力強化につながります。

このようにあと少しというか、あと一歩踏み込んで道の駅の検討をまたこれからも進めていってほしいなと思います。

次に行きます。

本市においては、小規模な直売所や物産館が各地に点在している状況にありますが、利用者の立場から見ると、品ぞろえや利便性の面で分散していることによる不便さもあるのではないかと感じております。

こうした中、拠点となる施設へ一定程度集約することで、利便性の向上や集客力の強化へつながる可能性があるのではないでしょうか。

また、既存の直売所との役割分担や地域における機能の維持についてどのように整理していくのか、再度の質問になってしまうかもしれませんが、道の駅機能の導入や登録について、３点ほど伺います。

一つ目、利用者目線での利便性について、市としてどのように評価しているのか。

二つ目、仮に集約しない場合、分散したままで利便性をどう向上させるのか。

三つ目、新たな施設整備だけではなく、既存施設を活用しながら交流・観光拠点としての道の駅機能の導入や将来的な道の駅登録について検討する考えはないのか、再度、市の見解を伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　物産館の件についてでございます。

本市の中にも物産館が幾つかございます。それぞれの物産館で特徴を持ったものが販売されていると認識しております。

これをどこかに集めてというのもなかなか難しいかなとは考えておりますけれども、例えば先ほど出た食彩の里のほうには総合観光案内所も付属しております。

先ほどＷｉ－Ｆｉの話も出ましたけれども、Ｗｉ－Ｆｉも一応、無料のＷｉ－Ｆｉが整備されているところでございます。

あとは、えびす市場は海産物が特徴であったり、季楽館のほうは農産物が特徴であったり、イチゴとかかんきつ系とか、それぞれ特徴のある物産館であると考えておりますので、その特徴を活かしながらうまく集客につながればと考えているところでございます。

以上のことから、既存のものを活用しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○１番（西　美香君）　先ほど答弁がありましたけれども、一定規模に集約することで集客力の向上や観光拠点としての機能強化、さらには品ぞろえの充実につながる可能性があるのではないかと考えます。

一方で、農業者にとっては出荷のしやすさや地域とのつながりも重要であると認識しております。

また、出荷負担については距離的な変化はあるものの、出荷先の集約による効率化や販売機会の増加を踏まえると、全体として大きな負担増にならない可能性もあると考えます。

加えて、集約や共同出荷の仕組みを整えることで負担軽減は図れるのではないかと考えます。

利用者の利便性と農業者の持続性の双方の視点をどのように整理し、今後、施設の在り方を検討していくのか、もう一度、市の考えを伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　それぞれ特徴を持った物産館であると認識しております。

その中で一つにまとめるというのもアイデアではあると思いますし、先ほど出たやはり地域に根づいた物産館というのでございますので、それぞれの特徴を活かしながら活用のほうを進めてまいりたいと考えております。

○１番（西　美香君）　本市の活性化においては新たな投資の呼び込みとともに、地域資源をいかに活かすかが重要であると考えます。

串木野駅周辺開発を核として、企業誘致、地域商業、農業、観光が一体となったまちづくりが進められることを期待し、また再度検討されることを思いながら、次の質問に参ります。

次に、自転車交通安全対策について質問をいたします。

本年、道路交通法の改正により自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入され、16歳以上を対象に信号無視や一時不停止、携帯電話のながら使用などの違反に対して反則金が課されることとなりました。

これまで自転車は悪質な場合を除き、指導警告にとどまるケースが多く見られましたが、今回の制度導入により交通ルールの遵守がこれまで以上に強く求められることとなります。

昨年の議会においても自転車利用に対する質問がされておりましたが、本制度は取締りだけでなく、自転車利用者の交通安全意識の向上を目的としたものであると認識しております。

そこで、再度、制度が始まって２か月たった現在の状況について伺います。

まず、本市における自転車交通安全対策の現状についてお伺いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君）　本年４月に自転車の交通反則通告制度、通称青切符制度が導入され、16歳以上の運転者に対して反則金を納める制度が開始され、２か月が経過いたしました。

鹿児島県警によりますと、６月上旬時点におきまして、県内で青切符の処分が３件、指導警告2,467件という状況であり、指導警告を受けた人のほとんどは制度の開始を認知しておりました。このことから県警としましては、制度は周知されているとの認識であります。

自転車の青切符の件につきましては、12月議会でも取り上げられたこともあり、本市におきましては、今年１月と４月にいちき串木野警察署と連携し、広報紙にチラシを掲載し、防災無線にて広報を行っております。

また、外国人住民が自転車を多く利用することから、雇用事業者に向けて自転車マナーと防犯の出前講座を新設し、企業に対し募集をかけ、４月に出前講座を行っております。

５月には、酔ノ尾の交差点で警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会、交通安全母の会が自転車利用者に対し、チラシの配布と警察からのルール改定の説明を行い、６月には西薩中核工業団地の企業様宛に自転車の利用者の交通安全の遵守の文書を配布いたしました。

そのほか、広報車による交通安全の日巡回など、警察をはじめとする関係機関と連携して実施しております。

○１番（西　美香君）　自転車の安全な通行環境を確保するため、八房橋と大里橋付近を除く国道３号線のほか、串木野駅前から新港方面、新港大橋から平江橋交差点、高見町交差点からロータリー、串木野駅前からは浜ヶ城踏切、天神町交差点から市来中学校方面などに自転車通行可能区間が設けられております。

しかしながら、市民の中にはその存在や通行方法を十分に認識していない方もいらっしゃるのではないでしょうか。

そこで、市内の自転車通行可能区間や標識、路面標示について、市民への周知をどのように行っているか伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君）　自動車・自転車歩道通行帯の位置関係につきましては、広報紙等で周知をしてまいります。

○１番（西　美香君）　私も改正によって調べて、今回、自転車通行区間が分かったんですが、広報紙等で周知をしていただいたらと思ったところです。

次に、自転車は原則として車道通行とされておりますが、本市の幹線道路においては大型車の通行量や道路幅員の関係から自転車が車道を安全に走行することに不安を感じる市民も多いのが実情ではないかと考えます。

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者は対象外となっており、客観的に危険であると認められる場合を除くとはなっていますが、通学中の生徒にとっては現実的に歩道走行に頼らざるを得ない場面も少なくないのではないでしょうか。

このような現状を踏まえ、本市として自転車利用者が安心して車道を利用できる環境にあると認識されているのか、見解をお伺いいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君）　現在、幹線道路等

にございます道路につきましては、車道と歩道の間にアスファルトなどとコンクリート構造物がございまして、自転車は走行しやすい状況にはございますが、歩道がない幹線道路等につきましては、経年劣化によりまして、歩道の不陸や路肩からの草などが生えておりますので、自転車が若干走行しづらいような区間もございます。

そういう区間につきましては、路面の補修や定期的な草払いなどを行ってまいりたいと考えております。

○１番（西　美香君）　分かりました。

本市には、自転車専用レーンや自転車道がどの程度整備されているのでしょうか。また、今後整備する予定はあるのでしょうか。

本市は、東シナ海を臨む羽島への海岸線や冠岳、徐福ゆかりの地など豊かな観光資源を有しており、サイクリングによる周遊観光の可能性も高いと考えます。

交通安全の観点に加え、サイクルツーリズムの推進による交流人口拡大や地域活性化も見据え、自転車走行空間の整備や案内表示など、総合的な走行環境整備を進める考えはないか伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君）　現在、市内には自転車専用通行帯や自転車道の整備されたところはございません。

現在、供用している道路に自転車専用通行帯を設置することになりますと、既存の車道幅員内で自転車専用通行帯を確保しなければいけないことから設置は困難であり、現在、整備計画はございません。

また、自転車道の整備につきましては、車道や歩道から物理的に分離されて独立し、自転車が安全に通れる道路空間を確保することとなっていることから設置は困難であると考えており、現在、整備計画はございません。

安全に自転車が通行する空間の今後の整備につきましては、県内の主要幹線道路では矢羽型の路面標示により自転車が通行すべき車道の左端を明示し、自転車が安全に通れる道路空間を確保する取組が進められておりますので、設置の可能性について今後研究してまいります。

○１番（西　美香君）　矢羽型の表示を検討されていくということでしたので、また検討をしていっていただきたいと思います。

次に、青切符制度の導入により違反に対する指導が強化される一方で、道路環境が伴っていない場合には市民の混乱や不公平感を招くおそれもあります。

自転車違反の取締りや安全指導は警察の所管ではありますが、実効性を高めるためには自治体との連携が不可欠であると考えます。

本市と警察署との情報共有や合同啓発活動など、現在の連携状況と今後の強化策について伺います。

今後、より実効性のある対策とするためには、警察だけではなく、自治体が主体的に関わることが重要であると考えます。

例えば、道路交通法改正後における学校や地域と連携した交通安全教室の定期開催、高齢者、外国人、また児童生徒やその保護者への啓発強化、違反多発地点での合同指導など、より踏み込んだ連携が必要ではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

○まちづくり防災課長（宮持大作君）　法改正後の学校や地域と連携した交通安全教室の開催については、例年、警察と連携して出前講座を行っております。令和７年度は幼稚園・保育園で10回、小・中学校で８回実施しており、延べ906人が受講いたしました。今年度も学校等の行事計画に沿って実施してまいります。

高齢者、外国人への啓発活動、市民を対象とした交通安全教室につきましては、こちらも例年、警察と連携して出前講座を行っております。令和７年度は35回、延べ699人を対象として実施しており、今年度も地域の計画に沿って開催予定であります。

特に、自転車を利用することの多い外国人につきましては、先ほども申し上げましたが、今年度から新設した自転車マナーと防犯の出前講座も同時開催として実施してまいります。

交通指導の重点箇所での指導等につきましては、警察は現在実施している重点箇所に加え、自転車の往来の多い路線を新たに重点箇所に指定するとのことであります。

市としましては、今後も関係機関と連携して、引

き続き啓発活動に取り組んでまいります。

○１番（西　美香君）　自転車は身近な交通手段であるからこそ、ルールの徹底と安全意識の向上が重要であります。警察との連携を一層強化し、市民全体で交通安全を守る体制づくりを求めて、私の質問を終わります。

○議長（松崎幹夫君）　次に、吉留良三議員の発言を許します。

［７番吉留良三君登壇］

○７番（吉留良三君）　おはようございます。今朝、伊倉ヶ迫線を通ってやってまいりましたが、田植がほぼ９割済んでいます。これから梅雨の時期になりますから、災害あるいは熱中症が心配だなと思いながらやってまいりました。

通告しました３点について、一般質問をしたいと思います。

今、世界は紛争が多発しております。その結果、食料・原材料の多くを世界各地に求めている我が国にとって、生活や生産の現場でのさらなる資材不足、物価高騰など先を見通せない厳しさがあります。

この機に本市では、中小企業・小規模企業振興基本条例がスタートしました。地域内の経済循環や雇用創出に向けて大きな期待を持っているところであります。

スタートしたばかりですが、当面３年を節目とした事業になるということです。しかし、急ぎ過ぎず急ぐ必要があるのではないかと思います。

今回の提案に当たり、市や市長はどのような見通しや狙いを持って提案されたのかをまず冒頭に伺いたいと思います。

壇上からの質問にいたします。

［市長中屋謙治君登壇］

○市長（中屋謙治君）　吉留良三議員の御質問にお答えをいたします。

中小企業・小規模企業は地域経済を支える基盤であり、雇用創出や経済循環、市民生活に密接に関わり、地域の暮らしを支えている重要な存在であります。

一方で、おっしゃいますように物価高や人口減少、経営者の高齢化や後継者不足、デジタル化対応への遅れといった課題に直面しており、これらの課題を解決する必要があると考えております。

本条例では、中小企業等の振興に関する市の方針を明らかにして、市、事業者、市民、関係団体など地域全体で中小企業を支援する体制づくりを整備するとともに、相互に連携することで今後の地域経済の推進、中小企業の振興・発展及び市民生活の向上につながる好循環を生む、このように考えることから事業者の負担軽減と事業継続、発展を後押しするため、必要な支援を実施していくことといたしております。

具体的には、今後、事業者や商工団体、金融機関、学校、市民、関係団体からなります中小企業・小規模企業振興推進会議というものを設置し、相互に連携しながら、また、それぞれの立場からの現状や課題をお聞きした上で、今後の中小企業等の振興のために必要な施策の検討、策定へとつなげてまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　今、お答えいただきましたが、少しやり取りをしながらもう１回市長にお伺いしたいと思います。

それでは、次に推進委員会をつくって、市民総ぐるみで新たな産業振興、地域づくりを目指すとあります。今後どのように具体化していくのかを伺います。

○水産商工課長（榎並哲郎君）　今後、具体的にこの条例をどういうふうに進めていくのかという御質問であったかと思います。

その中で先ほど市長のほうが申し上げましたけれども、振興推進会議をまずつくっていきたいと思っております。これは条例に基づきまして、中小企業・小規模企業事業者の振興を地域全体で進めるために多くの関係団体等の方々に御参画いただくことと考えております。それぞれの強みを生かしながら、相互に連携する体制を取り、まずは現状や課題について意見交換をすることが重要であると捉えております。

なお、この振興推進会議で出てきた御意見等につきましては、本条例に基づく経営基盤の強化であったり、生産性の向上などの基本政策に応じて、四つ

の分科会を設置いたしまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

この分科会で課題と対応策を詰めながら、必要に応じて見直し案を取りまとめた上で、今後、予算等に反映をさせていただきたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　今後、振興推進会議をつくって、分科会をつくって進めていかれますが、その際に何をポイントに、何を一番大事にしながら進められることになりますか、お伺いします。

○水産商工課長（榎並哲郎君）　この条例を進める中で、今回、市民総ぐるみという形になるかと思います。基本的には中小企業の方々の自助努力というのが必要になってきますけれども、その中で関係団体、商工会とか商工会議所の皆さん、大企業の方々、市民の皆さん、金融機関、学校、市も含めた形でこの条例を推進していこうという考え方になっているかと思います。

そういう点でいえば、この条例の目的であったり、狙いであったり、効果を丁寧に説明させていただきながら、身近な条例として浸透させていただく必要があるかと思っております。

併せまして、今回、振興推進会議のほうと分科会を設けておりますけれども、この分科会のほうは具体的に基本施策の中を協議していただく形になるかと思っております。

その中で水産業、農林業、また商工会の方々とか、異業種の方々が集まる形になってくるかと思いますので、その中で具体的な課題であったり、対策というのを協議していただく中で連携を取っていただきながら進めることがポイントではないかなと考えております。

○７番（吉留良三君）　今ありましたように総ぐるみということで、全力で様々な団体等と連携するわけですけれど、製造業者と農業者など様々な連携が重要だと思います。そこで、市のリーダーシップも問われると思うんですが、どのようにお考えなのか。

例えば、２点ほど申し上げますけれど、市の重要産業として焼酎蔵が七つほどあります。そして、農家があります。

例えば、私の周辺でも聞く話ですけれど、焼酎蔵とカライモの生産者の関係。それからもう一つは、最近、特にお聞きするのが、梅酒の製造の関係でこれまで多くを和歌山県の辺りから大量に調達して梅酒を作ってきた。もちろんこの間も地元の梅も使われておったと思うんですけれど、今日の状況から非常に様々な運搬費の高騰とか燃費の高騰とか流通経費の高騰等で、なるべく地元調達を望むという声を含めて様々あるようでございます。

具体的には、農政課も関わって取組も始まっているようですけれど、その辺の状況を少しお伺いしたいと思います。

○農政課長（久木田　聡君）　製造業者と農業者との連携及び市のリーダーシップについてであります。

本市の基幹産業であります食品製造業者と地域の農業生産者の連携におきましては、地域経済の活性化、それから地産地消を推進する上で重要であると認識しているところでございます。

先ほどありました本市製造業におけます農業者との連携、酒造会社への梅の提供、それから甘藷の提供というところに関しまして、若干説明させていただきます。

甘藷につきましては、本市の生産面積が約11ヘクタールある中で、焼酎用は５ヘクタールとなっております。酒造会社が自社用に生産されているもの及び酒造会社、商社と契約栽培を行っている市外からの入作農家が１名というのが現状でございます。

次に、梅につきましては、現在、梅部会４名の生産者が年間約10トン生産し、市内・市外の酒造会社２社にそれぞれ５トンずつ出荷をしているところでございます。

これは、各酒造会社の梅焼酎の仕込み量の約半分程度にとどまっているところでございまして、酒造会社からは地元調達の拡大を求められているところでございます。

このほか、製造業者と農業者の連携につきましては、加工米の生産も酒造会社への提供。それから、サワーポメロ農家と菓子の製造業者、それと甘藷農家と干し芋の製造業者などの連携が行われておりますけれども、課題といたしまして、需要と供給の時期が合わない、価格が合わないなどの課題が挙げら

れているところでございます。

次のリーダーシップについてでございますけれども、こうした現状を踏まえまして、市がリーダーシップを取る枠組みといたしまして、食の分野に限ってになるんですけれども、令和５年度に食のまちＰＲパートナーシップ会議というものを立ち上げまして、現在、商工会議所、高等学校、飲食店、農業生産者、製造事業者など41の多様な主体に参加していただいているところでございます。

このパートナーシップ会議におきまして、食のまちづくりに向けた取組といたしまして、定期的に研修会や情報共有を実施する中で製造事業者から地元食材を活用したいという要望がありましたら、生産者とのマッチングを行い、農林水産資源の利活用を現在推進しているところでございます。

○７番（吉留良三君）　今、具体的な進み具合を含めてお話しいただきました。こういうふうに様々な本市が持っている特産物とか、まだいっぱいあると思います。そういう意味でこの事業を進める大きな一つの実例じゃないかなと考えます。

それから、今ありましたが、梅の関係です。梅は鳥獣害にも強くて、生産状況に適していると思います。耕作放棄地解消にもつながっていきますし、今こそ市がリーダーシップを発揮して、酒造会社と提携した梅振興のチャンスではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○農政課長（久木田　聡君）　梅の生産拡大についてであります。

梅は先ほどありました地場産業からの安定した需要が見込めるほか、有害鳥獣に強く、耕作放棄地の解消にもつながる有効な作目であると考えております。

ただ、担い手が随分減っております。先ほど部会が４名と申しました。数年前の十何名から比べると随分減ってきたところでございます。

市といたしましては、市内製造事業者の需要に見合う供給体制というものを目標に、市内で梅を栽培しているほかの生産者の梅部会への加入促進を図るとともに、新たに梅の栽培を希望する生産者や規模拡大を図りたいという農家に対しましては、今後、新植・改植事業など具体的な推進、支援策について検討を進めてまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、条例の中で学校との相互連携もうたわれております。これからを担う子どもたちの社会との関わりを深めていく上で、学校との連携をどう考えていらっしゃるかお伺いします。

○水産商工課長（榎並哲郎君）　学校の連携についての御質問でございました。

本条例におきましては、企業や市、市民、そして学校など、市内の関係機関・団体の特色を活かしながら地域内で連携して、また、物などの循環を行うことで地域内外の通貨の獲得につなげていくこととといたしております。学校との連携も掲げさせていただいております。

地域の産業につきましては、市内の歴史や文化、地理的な背景により成り立っていることを踏まえますと、学校の協力による職場体験であったり、基幹産業等を知る機会の教育を通しながら、地域を支える人材の育成にもつなげてまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　学校との関係、食育の関係は、もう少し次回を含めてやりたいと思いますが、今度、農水省が第５次食育推進計画骨子案を出しました。その中で４次計画で大半の数値が悪化したとなっています。コロナや物価高などで食生活が乱れたとあります。

食育の推進は、地産地消を推進する上で大きな影響があると思います。食育の充実を図ってほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○水産商工課長（榎並哲郎君）　この条例の部分と食育の充実ということでの御質問でございました。

本市におきましては、食のまちづくり基本計画が令和８年度までになっておりますけれども、計画を立てております。

その中で取組の施策の一つといたしまして、食の職育プログラムを掲げております。これは学校現場での職業周知であったり、また、子供ハローワーク等と連携することで、幼少期から食に関わる職業を

知る機会を提供することで、将来の地域内就業につなげることといたしております。

また、食を通じた地域振興と人材育成を進めることであったり、地元産品を学ぶ機会を増やすことによって、地産地消や地域内循環への意識醸成にもつなげるものと考えております。

引き続き、学校と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　最近の様々な情報でも食育の問題が出されていますし、コロナ等での状況の悪化とか言われています。

とりわけ最近気になる情報は、20代の４割が国産かどうか気にしないと答えているそうであります。食育の一層の強化を求めておきたいと思います。

次に行きます。

新年度の新事業で３月議会で決まったサワーポメロブランド化や新規就農者誘致環境整備事業などを確実に進めていくことや、しっかりした野菜供給体制の整備のための柑橘・野菜団地の整備など進めていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○農政課長（久木田　聡君）　地場産業の振興を支える基盤としての柑橘・野菜団地の整備についての御質問だと思います。

令和７年９月議会で御質問いただきました中井原団地への農業用水の延長ということでお答えさせていただきます。

これにつきまして、その後、隣接する山之口団地及び寺堀団地の水管理者等へ聞き取り調査を実施いたしました。その結果、近年の気候変動等に伴いまして川の水量不足や地下水の塩水化といったものが懸念されるということで、水管理者等からは難色を示されているというのが現状でございます。

これに対しまして、それぞれの団地に係る負担を軽減するという目的で、双方の団地から取水をする供給方式の折衷案をもちまして、今年度、県及び土改連などを交えて、地権者、地元の方との話合いの場を設けたいと考えているところでございます。

しかしながら、この事業につきましては事業規模がかなり大きくなるということでございまして、活用できる事業の要件、それから費用対効果、水資源の調査といった課題もあるところであります。

地域における整備の必要性、さらには地権者の皆様の多様な御意見を総合的に勘案いたしまして、事業の推進の可否については、慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○７番（吉留良三君）　今度の条例を推進する上でも基盤づくりとして大事な課題じゃないかと思っています。今後しっかりと進めていただければと思います。

次に行きます。

産業教育委員会でもこの事業について利子補助制度に言及されました。金融機関の融資に対する利子補助制度の見直しなど、できる対策は急ぐべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○水産商工課長（榎並哲郎君）　この条例に基づく商工振興資金利子補助金についてでございました。

こちらにつきましては、商工業者の経営安定を図るため、これまでも必要な見直しを行ってきたところでございます。昨今の中小企業を取り巻く状況に沿った対応が今後も必要と考えております。

今後も振興推進会議や分科会で現状・課題の整理を行う中で支援、見直しが必要なことについては、早期に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　どのようなスケジュールを考えていらっしゃるのか伺います。

○水産商工課長（榎並哲郎君）　商工振興資金の利子補助金でございますけれども、具体的には分科会のほうで審議をしていただく形になるかと思います。

この分科会につきましては、年度内に２回開催する予定といたしております。

その中で、先週だったと思いますけれども、日銀の政策金利が１％値上げされるという部分があったかと思います。通常、一般的には政策金利のほうが上がってしまうと、金融機関のほうから商工業の皆様方に貸付けする利率が上がっていく傾向になるかと思います。

令和７年度の本市の利子補助の状況を申し上げますと、1.2％の利率を上限に補助を行いますという形になっているんですけれども、実際の利率は

1.2%を超えている状況がございました。

このような状況を分科会、また、振興推進会議のほうにお話しさせていただきながら、どのような補助が必要なのかということを御検討していただく中で、救急に必要だということであれば、８年度の利子補助につきましては、令和９年の１月１日から１月末までに申請をしていただく形になりますので、その対応ができる分については行っていきたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　まだスタートしたばっかりですけれども、具体的にそういう課題の解決を含めて、着実に進めていただきたいと考えます。

それでは、この課題でさらにもう１回、市長、お伺いしたいと思います。

私は今回この条例は本当にすばらしい条例を出されたなと思っていました。とりわけ提案の中で言われたのが、これまで各課それぞれ出していた政策を一堂にチェックをして、今後どういう形で進めていくかということで、いわゆる縦割り行政というか、そういうことのまた改善も含めてあるのかなと思いました。

さらに、今日、私たちの今の地域経済の状況を考えますと、失われた30年といいますか、働く者や地方にとってお金の回らない30年間、地方の疲弊を招いています。今日の状況があります。

それに加えて、冒頭申し上げましたように、イラン戦争など異常な物資不足、資材不足での異常な物価高騰が深刻です。

これまで私も申し上げてきたんですけれども、地方にお金が回らないなら、あるお金を何回も何回も循環させることで地方経済を回すという取組もあるんじゃないかと思います。

物が足りなければ、あるものを地消地産で賄えるものは賄う。今、具体的に話をされています梅の問題とか、カライモの問題とか様々なことがあると思うんですけれども、そういうことでこの厳しさを乗り越えていく。

先の見通せない今だからこそ、これまでのやり方を地域循環型経済、地産地消体制に切り替えていく、私は絶好のチャンスじゃないかと思います。

そういう意味では、私はすばらしい条例を提案されたと考えますが、この辺の状況あるいはタイミングですね。だから、ぜひ市長、これで市の経済を回すんだというぐらいの決意を持ってされたと思うんですけれど、その辺をもう１回表明していただければと思います。

○市長（中屋謙治君）　壇上から申し上げたように、今回、中小企業・小規模企業の振興を図るということで条例を制定いただきました。

私は本市のそれぞれの事業単体で行っても限界がある、今回のこの条例のポイントはお互いが連携をすることだと思っております。

そういう意味で、商工団体、事業者、金融機関、学校、市民、関係団体がお互いに連携をする中で、どれだけの成果を生み出すかということであろうと思います。

これを掘り下げていくために、四つの分科会を設けることといたしております。一つが経営基盤の強化、二つ目が販路開拓、三つ目が雇用の促進、そして四つに資金調達。

こういうことを主な課題としてそれぞれの分科会で、現状どうなんだ、どこにその解決の糸口があるんだということを見極めながら、それぞれが連携する中で、これから先の話でありますけれども、今、進めております洋上風力発電が事業化されますと、大手の事業者だけがその事業を推進してということではなくて、本市の事業者が互いに連携する中で、どれだけの事業効果を本市経済に取り込めるか、ここがポイントであろうと思います。

そういう意味では、今回この条例をつくっていただきましたので、各事業者の中での連携が大きなポイントだと思っております。

○７番（吉留良三君）　ありがとうございます。何度も言いますが、農政課長がお話しされた具体的に進んでいる課題等を含めて、ぜひこの条例を活かすために市民の皆さん総ぐるみでやっていければということで、次に参りたいと思います。

今回すばらしい条例ができたと思っていますけれども、すばらしい条例ができてもそれを陰に陽に支え進める市のリーダーシップがやっぱり問われると

考えます。

これからの産業振興、まちづくりを支える職員の確保についてお伺いします。

昨年度末、３月末の普通退職は、私はある意味ではショックでしたけれど、今年も６名、係長２名、技術職員など働き盛りの職員が普通退職の中に含まれておりました。今日の地方の自治体を取り巻く状況は本当に厳しいものがありますが、このままどうなっていくんだろうかという思いが私はいたしました。

この３月の普通退職６名、働き盛りの人材を失ったのではないか、何が退職を選ばせた原因なのか、その辺をまずどう捉えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○総務課長（長畑正博君）　本年３月末の普通退職者の退職理由につきましては、新たな人生の選択、また、一部においては体調不良といった個々の事情によるものが主な原因であると認識しているところであります。

○７番（吉留良三君）　新たな人生の選択と言われましたけれど、職員の生活が選択に入らなかったという問題が私はやっぱりこの間のいろいろな様々な各自治体、県を含めてですけれど、感じるところがあります。

それでは、次に、そういう様々な勤務状況があるわけですけれど、一つだけ、時間外勤務とか休日勤務の現状とその対策はどうなんでしょうか。コロナ禍以降、様々なイベントも増えていると思うんですけれども、職員の時間外や休日勤務の現状等はいかがでしょうか。

○総務課長（長畑正博君）　時間外勤務や休日勤務の多い部署としましては、特に申告・課税事務を行う税務課、また、予算編成・決算事務を行う財政課が主なものとして挙げられます。

また、イベント関連業務としましては、シティセールス課、市民スポーツ課、社会教育課などが休日勤務の割合が高くなっている状況であります。

イベント関連業務における勤務につきましては、基本的には勤務日の振替休暇という形の取得を基本としているところでありますけれども、連日続く場合でありますとか、あるいは振替が取れないような状況といった部分につきましては、時間外勤務手当を支給しているような状況であります。

○７番（吉留良三君）　様々あるんですけれど、職員の定着に向けてどのような魅力づくりを考えるかということですけれど、その辺の観点では何かお考えですか。

○総務課長（長畑正博君）　議員仰せのとおり、市政運営の基盤は人材であります。職員の定着というものが市民サービスの安定提供に直結する重要な課題であると捉えております。

本市におきましては、これまで男性育休の取得促進、今回、窓口受付時間の短縮など、働き方改革を進めているところであります。

近年どの自治体においても、採用後、数年での退職者もいるような現状があります。今後、特に新規採用職員に対する研修の充実を図りながら、早期に不安を解消し、成長実感を得られる環境づくりを進めていくこととしております。

また、今年度から新たな取組としまして、職員のメンタルサポートや相談体制を充実させるため、総務課に保健師を配置したところであります。

今後も職員間のコミュニケーションを円滑にする活動、またメンタルヘルスのケアを含むサポート体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　今、様々取り組んでいらっしゃることをぜひ強めていただきたいと思います。

ただ、やっぱり思うのは、皆さんの選択の一つには生活をどうするかという課題が当然あるわけです。そのためにある意味では働いている部分があります。

今、地方は、とりわけ鹿児島県は全市ほぼそうですけれど、全国最低水準に落ちた賃金の状況があります。そういうことも含めて地方に人材は残らない。これは、一自治体でどうこうという問題を超えた問題もありますけれども、何か工夫はできないのか、その辺の観点はいかがですか。

○総務課長（長畑正博君）　これまで本市におきましても国の方針に沿ってデジタル実装を加速化し、市民の利便性向上に取り組むとともに、地方における所得向上など、地方への人の流れをつくり出す施

策の推進については、一自治体の施策については限界がありますので、引き続き全国市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　後で少しまたお聞きします。

賃金といいますか、そういう給与体系もそうですし、例えば今、田舎を目指すというか、ふるさと回帰の動きは依然として一方にはあります。

田舎ならではのよさを含めた勤務体制、これはある意味では大胆な改革になるかもしれませんけれど、最近、心を病んだりとか、いろいろな課題もお聞きします。

例えば、ストレスをためないように、後で申し上げます国の新たな法律の中にもエッセンシャルサービスを公務員が行う場合の兼業への助成とか出ているんですけれど、そういうことを含めた、兼業を含めた勤務体制。

それから、そのことによって現場での体験を行政に活かす。ある意味では現場での研修になっていくと思います。

例えば、今日の若者たちの気風もありますが、そういう現場で研修することで、それらを含めて、また行政の場に反映できる現場研修みたいなこと。地域を知る、人を知るということを含めて、何らかの兼業緩和とか、様々な検討をしながら定着を図っていくなどの取組もあっていいんじゃないかと思うんですけれど、その辺はお考えですか。

○総務課長（長畑正博君）　兼業についてでありますが、これまでも本業に支障がなく、公益性が高く、地域貢献となる活動である場合には認めているところであります。

本市におきましては、これまであった兼業に加えまして、令和６年度からは地域部活動指導者としての申請が増加している傾向があります。これは現在の国の動きに対応するようなものとなっていると考えております。

職員がこのような地域に根差した活動を行うことは、地域貢献の意義を実感しながら、自らのスキル向上やストレス軽減にもつながり、本業にも良い影響を及ぼすものと思っているところであります。

今後も国の動きを踏まえつつ、適切な運用基準の周知・整備を図りまして、地域に根差す職員の働き方の多様化を支援していきたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　中山間地の出身の職員の方で土日、一生懸命、地域の方たちと汗を流して頑張っていらっしゃる方が結構いらっしゃいますよね。

そういう方々を含めて、土日働けばあと休まなきゃいけませんので、多様な働き方を含めて、今、課長もおっしゃいましたけれど、実地研修をしたり、地域との語り合いをしたりしながら地域を知っていくとかあると思いますので、ぜひ今後、一つの在り方として検討されればいいんじゃないかなと思います。

それから、一定の定数枠も含めてあると思うんですけれど、いろいろ聞くと、休暇、休職者、休みを取られると、あとの人たちの仕事に影響もありますよね。

だから、非常に難しい課題ですけれど、そういう休む場合も何らかの形で対応しながら、とにかくある意味ではゆっくりといいますか、安心して休めるといいますか、例えば一定の枠を確保して、職場の勤務過重を防ぐような、薩摩川内ではやっているそうですけれども、選考枠採用とか、きつきつで本音で休まれたら困るというような状況じゃなくて、そういう一定の枠を持って研修もしてもらって、職場も回せる状況を含めて、選考枠採用とかそういうのがあると思うんですけれども、そんな活用についてはいかがですか。

○総務課長（長畑正博君）　職員採用においては、定員管理計画を基本としつつも、退職者のみでなく、翌年度の職員派遣の状況や育児休業者・病気休暇者等の状況も加味しながら採用を行っております。

また、年度途中におけます職員の急な休職者が発生した際には、業務が集中して特定の部署に負担がかかる事態を軽減するために、会計年度任用職員による補充や、必要に応じて年度途中での正規の職員採用試験といったものも行っております。

今後も休職者に対応できる体制の確保に努め、業務分担の適正化を図りながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　今、おっしゃいました会計

年度任用職員。社会の仕組みがそういうことになっていて、市の割合も４割ほどは会計年度任用職員ということになっています。

先だって判例で同一労働同一賃金という判例も示されましたけれど、会計年度任用職員の基本的には、任用の基本はどういうふうで対応されているか伺います。

○総務課長（長畑正博君）　会計年度任用職員の任用等につきましては、基本的に国の制度に基づき実施しているところであります。

常勤職員で担うべき基幹業務との整理を行った上で、必要な業務量、専門性に応じて任用し、市民サービスの維持に重要な役割を担っていただいております。

任用に当たりましては、公平性を担保するため、原則公募を行いまして、面接等により決定をしており、適切な業務分担や職務内容を明確化するよう努めているところであります。

また、処遇面につきましても、国の制度に則り、職務内容や責任の程度、勤務条件等を踏まえて定めております。

今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　先ほどの議論じゃないですけれど、ある意味では会計年度任用職員制度を活用しながら、職場の困難さを緩和していくとか、いろいろやり方はあると思いますので、その辺はうまくといいますか、同一労働同一賃金の原則を踏まえつつ対応していただきたいと思います。

あと、少し聞くのが年休が少なくて、子育てや介護に使うと、次期更新の心配があるとか、休日・休暇とか福利厚生制度とかはどういうふうに対応されていますか。

○総務課長（長畑正博君）　会計年度任用職員の休日・休暇、福利厚生につきましては、国の制度に基づいた運用を基本としているところでありますけれども、今年度から年次有給休暇の付与について、雇用初日からの適用に改善をしました。

そのほか、子どもの看護休暇の対象年齢を小学６年生以下に引き上げるなど、市独自での制度拡充も行っているところであります。

このような施策を通じまして、職員一人ひとりの負担軽減、働きやすさの向上に引き続き努めてまいります。

○７番（吉留良三君）　様々な声もお聞きしますので、ぜひ職員の皆さんの声も聞いて対応していただきたいと思いますし、先に課題として一つ挙げてありますので、その辺も改善していただきながら、ぜひそれぞれの職員が働きやすい職場づくりをして、定着できるようにやっていただきたいと思います。

最後に、この問題で市長、もう１回お聞きしたいと思います。

私もそうですけれど、１億総中流と言われた時代をお互いに経験していますよね。市長も経験されていると思います。

その頃はそれなりに地方も活性化していたし、雇用も確保できていました。例えばそれぞれの工夫もされていました。例えば私は県の関係に少しおりましたから、畜産県の獣医師を確保するために全国の中でトップクラスの調整額を適用して、畜産県を支える獣医師の確保も何とか回っていました。そういうことを含めて、それなりの対応がされてやってきたと思います。

しかし、それ以降、失われた30年と言われて、働く者とか地方にとってお金が回らない厳しい時代で今日に至っています。給与水準も全国最低レベルに下がって、県でも鹿児島市でもどこでも人材の確保が難しいという声も聞きます。

さっき総務課長は、人生の選択と言われましたけれど、それも一つあったでしょうけれど、何でそういう選択をしたかというのはやっぱりあると思うんです。

私は大都市であろうと、地方都市であろうと、やっぱりこれからも優秀な人材を確保して、市を回してもらう人材・リーダーをしっかりと確保していくことが必要なんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。これからも人材を確保するためには、何かせんないかんというような思いを含めてありませんか。

○市長（中屋謙治君）　中途退職者は令和７年度、

普通退職ということで６名がまさにおっしゃいますように、中堅、働き盛りの職員がということで、我々、私どもとしても、私個人としても大変残念な思いというのもありました。

しかしながら、本人とすればこれからやりたいことがあるんだ、これまで温めておった計画というのを実行したいんだということであれば、１回限りの人生、本人の人生の選択でありますので、それ以上のことはもうなかなか難しいというのが現実であります。

一方で、体調不良でというのもおります。この部分については、本人の体調管理という部分もありますし、我々が気をつけなければいけないのは、やはり職場環境をしっかりと。

この部分については、我々、先ほど申し上げたような働きやすい環境、あるいは職場の中でのコミュニケーションということで、小っちゃなことですが、挨拶運動というのも粘り強く実施しながら、職場内の風通しをよくしようということで取り組んでおります。

そして、各職場においては毎週、朝礼を実施するように。そして、管理職においては、課長会でいつも申し上げておりますが、朝礼をする中で元気のない職員はいないか、顔色の悪い職員はいないか。

そういう職員に気づいたら声かけをして、悩み事はないのか、仕事は大丈夫か等々で、とにかく働きやすい職場。そういうことで体調を崩すことがないようにということは気配りをしているつもりでありますけれども、しかしながら体調不良で休む、あるいは普通退職というのがおります。そして、現在も休んでいる職員もおります。

こういうことをやはり気をつけながら、貴重な戦力でありますので、職員がそれぞれ働きがいを持って、これからも頑張ってくれるように努力していきたいと思っております。

○７番（吉留良三君）　市長が言われたとおり、そういうことをしっかりとこれからもやっていただきたいと思います。

やっぱり私は、田舎だからそれでいいんだということじゃないと思うんですよね。人が来ない。鹿児島市も県もそういうことで聞いていますけれど、とにかく地方に来ない。

やっぱり私は、今の給与体系というか、国の方針なんでしょうけれど、これが今日の問題だと思いますし、どひこまんか市でも信頼される行政マンがおられて、基礎自治体がしっかりとしていることが住民にとっては大事なことだと思います。

そういう意味でいうと、地方で育てた人材が大都市で働いて、本社機能が東京にあるばかりに豊かな税制で、ますます人口が東京に集中するという現状もありますよね。私はこれらを含めて、市長会とかで語られていないのかな。もちろん語られていると思うんですけれども。

ぜひこういう地方の現状をどこかで打破しないと、東京一極集中、東京だけが勝ち誇って、東京の隣の県まで文句を言っているような状況があります。

それを含めて、ぜひ市長会等であらゆる声を出すしかないと思うんですけれども、市長会等でもぜひ声を上げて、今の現状を訴えてほしいと思うんです。

もう１回、そういうことでお願いします。

○市長（中屋謙治君）　おっしゃいますように、都市部と地方の格差がますますひどくなってきているなという実感がしております。そういう中で我々はどういう形でこのまちを持続可能な形、そして活性化を図っていくかと。

私はやはり決め手は、まちの発展と市民の幸せが我々の目的と思っております。そうしたときにまちの発展、これまでも申し上げておりますけれども、我がまちの強み、魅力を磨き上げ、とがらせていく。そして、都市間競争に勝つ、差別化を図っていく、これが町の生き残りだと思っております。

これに対して、職員が働きがい、やりがいを持って挑戦してくれる、働いてくれる、そういう市役所を目指していきたいと思っております。

○７番（吉留良三君）　よろしくお願いします。

最後に行きます。

過疎地維持のための学校跡地などの活用についてであります。

実は今国会で産業競争力強化法の改正案が成立したということです。その中に生活不便地の住民生活

に欠かせない小売、物流、交通などのエッセンシャルサービス、最低の生活維持のためのサービスの維持に向けて、事業者を支援する制度を設けるとしております。

事業主体は生協、ＪＡ、労働者協同組合など協同組合を想定しているようでありますけれども、さっき少し触れましたが、地方公務員が兼業でエッセンシャルサービスに参加する場合の支援も含まれているということであります。そのような法の改正がありました。

そこで、お伺いしたいのは、例えば今、冠岳小学校跡地の活用が進んで、この間から新たなスタートが始まっています。交流人口の増が見込めると思いますけれども、ただ交流人口はやがての移住定住を目指すこともまた狙いとしてあると思うんですね。

人が行き来して、いろいろな買物をして帰ってくれるのも大事です。ところが、やっぱり最終的には定住してくれということも大きな狙いとしてあると思うんです。

しかし、受入れる地域・地区のエッセンスサービスの確保なしには果たしてそういう移住定住が進むんだろうかと考えるわけです。

そうしたときに、今後の学校跡地の活用などの一つの視点として、学校とか公共施設とか空き家などを含めたエッセンシャルサービスを確保するという視点で、法律改正もあって、そういう主体が出てくれば支援もすると、地方公務員が入っても、さっき申し上げました中山間地で頑張っている職員の方もいらっしゃいます。それらの方々のこともちょっと頭に浮かぶんですけれども。

これは草刈りも入るそうです。これからはもう草刈りもエッセンシャルサービスということで入るそうです。建設業じゃないということで。

そういうことを含めて、そういう視点を持って、今後一つの選択肢として、跡地活用等を進めるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長（山﨑達治君）　学校跡地の活用についてであります。

議員お説のとおり、小売や交通などエッセンシャルサービスの確保につきましては、人口減少や高齢化の進展に伴い、全国的な課題になっております。

そのため、国においては、先ほど申し上げられたような形で産業競争力強化法の改正によりまして、生活サービスの維持に取り組む事業者を支援する制度が創設されたところでございます。

本市におきましても、周辺部を中心に商店や公共交通の減少、高齢化の進行などにより、買物や移動に不安を抱える方々が増加していると考えております。

一方で、現在取り組んでおります学校跡地の活用につきましては、公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、民間活力を活用した利活用を基本としております。

これまで旧冠岳小学校跡地につきましては、民間事業者による利活用が始まっております。また、現在、旧生冠中学校跡地につきましては、サウンディング型市場調査を実施しまして、民間事業者から提案をいただいているところであります。

そのため、今後、学校跡地の利活用に当たりましては、まずは民間事業者からの提案内容や事業の継続性、併せて住民の意向に加えまして、地域の実情などエッセンシャルサービスの視点も取り入れながら、総合的に検討を取り組んでまいりたいと考えております。

○７番（吉留良三君）　中山間地の維持継続を含めて大事な課題だと思いますので、これから検討を深めていただきたいと思います。

今日は終わります。

○議長（松崎幹夫君）　ここで昼食のため休憩いたします。

再開は、午後１時10分とします。

休憩　午前11時43分

―――――――――――――

再開　午後１時10分

○議長（松崎幹夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、竹中ひかり議員の発言を許します。

［５番竹中ひかり君登壇］

○５番（竹中ひかり君）　通告に従いまして、本市の指定ごみ袋の記名制度の見直しについて、壇上か

らの質問を行います。

現在、社会情勢において個人情報の保護や防犯対策の重要性は年々高まっており、人々のプライバシーに対する意識は劇的に変化しています。しかし、本市のごみ出しルールにおける指定ごみ袋への記名は、長年見直されることなく継続されてきました。

このルールは、これまで市民の皆様の高いモラルと分別の徹底を支えてきたという一定の役割を果たしてきました。

しかし、時代が大きく変わった今、この習慣が市民、とりわけ本市が進めている移住定住促進の現場において、重大な懸念点となっている現実を直視しなければなりません。

真の生きやすさとは、経済的支援だけでつくられるものではありません。どんな人でも日々の暮らしの中で安心・安全を実感できるまちへと環境を整えていく必要があります。

２世代、３世代で暮らすのが当たり前だった時代は過ぎ、核家族化が進みました。生き方の選択肢が増えた現代においては、シングルマザーやシングルファーザー、一人で生きていく若者や高齢者も増加しています。

このように市民のライフスタイルが多様化した今、ごみ袋に名前を書く行為は家族構成や生活リズム、時には性別や不在な時間帯まで第三者に特定されかねない防犯上の恐怖を伴うものです。

伝統的なごみの分別の維持と現代的な個人情報保護、この一見、相反する二つの課題を対立させるのではなく、いかにして両立させるかが重要です。

では、まず（１）記名制度の現状と分別徹底、不法投棄に対する実際の抑止効果について伺います。

本市において、ごみ袋への記名ルールがごみ分別抑止力になっているのか、市の見解を伺います。

［市長中屋謙治君登壇］

○市長（中屋謙治君）　竹中ひかり議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、指定ごみ袋に記名するルールを導入し、既に30年以上が経過していると思います。市民の皆様の理解と協力の下、ごみ分別の定着と秩序ある排出が維持されていると理解をいたしております。

この記名の仕組みにより分別されていないごみについては個別指導を行い、正しい分別方法を周知することで分別の習慣化が促進されております。

また、分別されていない違反ごみについては、一定期間回収せずに留め置く運用を通じて、その抑止効果を得ているというのが現状でございます。

しかしながら、お説ありましたように、都市部から転入された方や母子家庭、単身世帯の一部から記名に伴うプライバシーや防犯面での懸念の声も寄せられているのも事実でございます。

一方で、地域のごみステーションの管理を担う公民館役員の方々などからは、分別の徹底や周辺の環境維持のために現行の記名制度を徹底してほしいといった声もいただいているところでございます。

現行の記名による効果により、多くの市民の皆さん方に正しいごみの出し方が定着してきておりますが、分別がされずに違反シールを貼って回収されないものも年間でおよそ400件を超えるといったケースもございます。

適切なごみの分別は、ごみ処理施設の破損や故障を防ぎ、安定した稼働による適切な廃棄物処理を継続するためにも必要であると考えます。

廃棄物の処理は市民生活に直結し、ごみ処理施設の不具合は直接大きな影響を与えるものであります。

安定した廃棄物処理を継続するため、市民の皆様方には正しいごみの出し方に寄与している現在の記名方式に御理解をいただいて、引き続き御協力をいただきたいと考えております。

○５番（竹中ひかり君）　400件の指導が入るごみの分別が徹底されていないものがあったというお話がありました。

果たしてこの400件というのは、名前を書かないといけないごみ、ごみ袋に名前を書く制度があるから400件に抑えられている。書かなくてもよいものだとしたら増えるなどの実際のデータはあるのでしょうか、お伺いします。

○市民生活課長（西久保敏彦君）　違反ごみのシールを貼って警告を行う400件についてでありますが、こちらについて、記名されていないもの、されているものを含めて400件となっておりますので、記名

の方式をやめたから急激にこの数が変わるということは考えていないところであります。

○５番（竹中ひかり君）　では、次の質問に移ります。

先ほどの市長の答弁にもありましたが、防犯及びプライバシー保護の観点について、市民が無記名でごみを出した場合、１週間そこに置いておくという御回答だったかなと思うのですが、１週間後も同じ状態である場合はどのような対応をしているのか、お伺いします。

○市民生活課長（西久保敏彦君）　違反シールを貼ったごみのその後の処理についてであります。

違反ごみがあった場合、シールを貼って、一応出した方に持ち帰りいただくように公民館内等で周知も行ってもらいますが、そのまま持ち帰らずに置かれた場合には、次の回収の時点で回収をするようにしております。

また、その場に留め置くことが周りの環境に悪い影響を及ぼしそうなもの、特に生ごみを中心としたようなごみは、違反物がまざっていてもその日のうちに回収をしているような処理をしております。

○５番（竹中ひかり君）　１週間置いてからの回収。生ごみ等に関しては、ごみが荒れるリスクを考えて、その場で回収をするというところだったんですが、そこを踏まえますと、記名制度がごみの分別の完全な抑止力になっているのかというところに疑問点を持ちます。

多分どんな方法を取っても、ある一定数の方は分別せずにごみを出すおそれがあると思います。その人たちのためにごみの分別が徹底できている大多数が自分たちの名前を書くという制度のほうは、現代の個人情報保護の観点からは相反しているのかなと思うところです。

では続いて、３番の質問に移らせていただきます。

移住・定住を促進する本市のまちづくりとの整合性についてです。

多様な人材を呼び込み、定住人口を増やそうとする一方で、実際に都市部から本市へ移ってこられた方からはごみ袋に名前を書くと聞いて驚いた、知らない土地で名前を出すのは不安だったという声が聞かれます。

私自身かつて京都市と東京都杉並区に住んでいましたが、名前を書かなくていいから分別はてげてげでいいと思って、ごみを出したことはありません。

その背景には、いちき串木野市で母や祖母が丁寧に分別を行っていた後ろ姿を見て、マナーが身についていたからだと思います。名前の有無ではなく、一人ひとりの意識こそが分別の本質だと考えます。

本市にとっては、名前をごみ袋に書く行為が当たり前の習慣であっても、外から来た方の目には思いがけない高いハードルとして映る可能性があります。

他県では地区番号や世帯番号、英数字を使った独自のごみ出し番号などを使い、ごみ出しと分別を維持している市町村が既に存在します。

本市の記名制度が定住の心理的な障壁の一部になっていないか市の見解を伺います。

○市長（中屋謙治君）　30年以上前ということで申し上げましたが、名前を書いていただくというのは、自分の出したごみは分別が徹底している、しっかりしていますよという、その出したごみに責任を持ってもらおうということを、記名という形でこれまでやってきていると思います。

確かにおっしゃいますように、一方では本市では今、３つの無償化とか、こういう子育て支援であったりとか、移住・定住の補助制度を設けたりして、少しでも若い方、子育て世代の方を含めて、定住促進を図っているところであります。おっしゃいますような御意見というのもいただいております。

そういう中で、我々は暮らしやすいまちづくり、快適な生活をしたいという中で、一定のルールというのは必要だと思っているんです。

この一定のルールというのが自分が出したごみに対して責任を持つ、その形が記名だということでお願いをしております。

壇上からも申し上げましたように、今おっしゃいますように、個人情報であったりとか、防犯という面で懸念の声というのがあるのは確かでありますけれども、ごみステーションを管理されます地域の皆さん方からすると、まだまだ徹底していない部分があって、そのしわ寄せというのは、その皆さん方に

かかっているんだ。だから、もっと徹底を。名前を書くことを徹底ではなくて、分別を徹底してほしい。あるいは、ごみ出しルールを徹底してほしいという声があるのも現実であります。

現時点、気持ちよく快適に生活をしていただくためには一定のルールということで、転入された皆さん方にもその趣旨、その思いを分かっていただいて、御理解、御協力いただきたいなと、このように思っているところでございます。

○５番（竹中ひかり君）　市長の答弁にもありましたとおり、ルールは一定数あったほうがいいというのは私も感じているのですが、（４）の見直しの検討についてのところになります。

ここで私が述べたいことは、いきなりルールを完全に撤廃して、無秩序にごみ出しができるようになる状態を求めているというわけではありません。

住民との議論、また説明を行わずに無記名にすることで、ごみステーションを管理してくださっている自治会や地域の皆様に分別の乱れによる新たな負担をお願いすることになってしまうのは本末転倒です。

ごみステーションの在り方も今後検討していくべきだと思うのですが、高齢者社会になり、自治会というものがなかなか運営が難しいというところもあるので、そういった面も含め、今後ごみ出しのルールの在り方について、地域住民と議論する機会を増やす、または一部地域に限定した実証実験から始めるといった段階的な進め方も可能だと思います。

今後の具体的な検討の方針と進め方について、市の考えを伺います。

○市長（中屋謙治君）　現時点においては、壇上から申し上げたような考え方でありますが、先ほど議員のほうから記名に代わるプライバシーとか防犯、そういうものを配慮した新しい方式もあるのではないかという御提案、御提言もいただきましたので、そういったことを含めて、広く、そして昨日ありましたように、自治公民館というのがかなり高齢化、過疎化でもって弱体化してきているように感じております。

ごみステーションの管理を含めて、これからどうあればいいのかということを検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○５番（竹中ひかり君）　検討していくという前向きな回答をいただきましたので、次の子どもの居場所づくりについて、質問に入ります。

本年、市内の四中学校が統合され、新串木野中学校が希望に満ちたスタートを切りました。多くの子どもたちが新しい環境で切磋琢磨する姿に頼もしさを感じる一方で、環境の大きな変化は子どもたちの心に私たちが想像する以上のストレスや不安、戸惑いを生じさせる可能性も秘めています。

子どもたちが、学校や家庭あるいは地域の中で心身ともに安心して自分らしく暮らせる居場所の確保は急務です。

子どもたちが、このいちき串木野市で育ってよかったと笑顔で成長できる環境を整えることは、将来成人したときにこのまちに住み続けたい、戻ってきたいと思える定住の促進に直結します。

逆に今、子どもたちの心のＳＯＳを見逃し、つらい記憶を抱えたまま大人にさせてしまえば、彼らが住む場所や働く場所を選ぶ際に本市が選ばれないまちになってしまう厳しい現実を私たちは強く認識しなければなりません。

そこで、まず、（１）いじめの未然防止と早期発見に向けた取組について伺います。

現在、どのような手法で子どもたちのＳＯＳをキャッチアップし、未然防止や早期発見につなげているのか、現在の取組状況と課題について伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　議員仰せのとおり、児童生徒一人ひとりが安心して過ごせる居場所の確保は極めて重要であると認識しております。

いじめの未然防止といたしましては、日常の挨拶や丁寧な声かけなどを通じた発達支持的生徒指導をこれまで以上に充実させ、互いの個性や多様性を認め合える安心・安全な学校風土を醸成してまいります。

併せて、児童会・生徒会が中心となったいじめ防止強調週間などの未然防止活動や人権教育、ＳＯＳの出し方、受け止め方教育を推進してまいります。

また、いじめの早期発見におきましては、年間５

回以上のアンケートの実施により多面的な実態把握に努め、法の定義に基づくいじめの積極的な認知を徹底いたします。

いじめは決して許されないという認識の下、初期段階での迅速な早期発見、早期対応に万全を期します。

今後の対応として、校内いじめ対策委員会などを中心とした学校内の連携はもちろんのこと、スクールカウンセラー等の専門職や各家庭、関係機関ともこれまで以上に緊密に連携できる組織的な体制づくりを強化してまいります。

○５番（竹中ひかり君）　続いて、不登校児童生徒への相談体制と相談後の柔軟な支援対応について伺います。

不登校の要因は複雑化・多様化しており、決して早急に学校へ戻ることだけが唯一のゴールではないと考えます。

本人や保護者から相談が寄せられた際、まずはどのように寄り添い、その後、一人ひとりの状況に合わせた柔軟な支援へどうつなげているのか、本市の現状の体制について伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　不登校の原因が多岐にわたる中、児童生徒がいつでも安心してＳＯＳを出せる環境を整え、一人ひとりの状況に応じた適切な相談体制を整え、支援を行うことは極めて重要です。

現在、各学校においては管理職を中心に養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を交えた会議を組織化し、児童生徒の実態把握と組織的な対応に努めております。

また、校内支援教室や保健室といった安心できる校内の居場所づくりを進めるとともに、個々の状況に寄り添ったスモールステップによる柔軟な登校支援を行っているところです。

さらに、学校外での多様な学びや支援につなげるため、市教育支援センターなどの関係機関との日常的な連携を図り、必要とする児童生徒や保護者に対して専門職や関係機関に関する情報提供に努めております。

今後も専門職や関係機関との連携をより一層緊密にしながら、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒の実態に応じた組織的な支援を推進してまいります。

○５番（竹中ひかり君）　学校教育課の回答の中には、学校と教育委員会というのがあって、学校外の場所とも密に連携していくという回答でした。

実際、いじめや不登校といった子どもたちの支援問題において、学校と教育機関という直属の組織内だけで完結させようとすると、組織の閉鎖性によりささいなサインが見落とされてしまうのではないかという強い懸念が生じます。

そして、実際にその市民からの声も集まっているところです。

子どもたちのＳＯＳが赤信号になる前、黄色信号の段階で発見していくことが重要です。大きな痛みになる前に問題を取り除いていくためには、学校内での直接的な取組に加えて、子どもたちの立場が守られるような間接的で心理的ハードルの低い手法が必要となります。

一方で、デジタル社会において、子どもたちがＳＮＳやＡＩ等を通じて安易に見ず知らずの第三者や機械に相談して、別のトラブルに巻き込まれるような事態は避けなければなりません。

子どもたちが学校以外に相談したい場合、現在、本市において来所や電話の窓口が準備されておりますが、これらは心が弱ってしまっている子どもたちにとって、アクセスするための心理的・物理的なハードルが非常に高いのではないでしょうか。

そこで提案いたします。

ＧＩＧＡスクール構想によって、子どもたちには１人１台の端末Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋが配備されています。このＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋにいじめ問題をはじめとした悩みを匿名で相談できるアプリを導入してはいかがでしょうか。

完全な匿名ではなく、緊急性がある場合は相談者を特定して、迅速に対応できるシステムも存在します。スマホアプリとは異なり、家庭の経済環境や端末の所持による格差も生まれません。

子どもたちの悩みに特化したこの相談ツールの導入について、本市の見解を伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　児童生徒が抱える悩みや困り事に対し、安心してＳＯＳを発信できる環境を整えるということは、いじめの未然防止や早期発見、不登校への迅速な対応を図る上で重要であると認識しております。

現在、各学校においては、定期的なアンケート調査や面談などの教育相談をきめ細かく実施し、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりと環境整備に努めております。

御提案のありましたタブレット端末を活用した相談システムについては、児童生徒にとって相談の選択肢を広げる一案であると考えられます。

一方で、夜間や休日の対応体制や児童生徒のプライバシーの保護、新たな専門スタッフの配置など、運用上の課題も想定されるため、既に導入している他自治体の活用事例や効果、課題等について研究してまいりたいと思います。

○５番（竹中ひかり君）　では、続いて（３）教職員等の専門性向上に向けた研修等への参加状況について伺います。

子どもたちのＳＯＳに最も近い場所にいるのは、現場の先生方、そしてサポートルームなどで日々子どもたちを支えている支援員の方々です。

しかし、多忙化が極まる教育現場において、複雑な心理的課題に対応するための専門性を高める時間を確保することは容易ではありません。

最前線で寄り添う支援員の方々が、心理面・支援面の専門研修にしっかりと参加できる環境はどのように整備されているのか、現在の参加状況と併せて伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　不登校をはじめ、児童生徒が抱える要因が多岐にわたる中、一人ひとりの状況に応じた充実した支援体制を構築するためには、学校現場を支える職員の専門性や指導力の向上は不可欠であると認識しております。

今年度の取組といたしましては、まず児童生徒の特性に応じた適切な配慮を行う特別支援教育支援員を対象に、役割や服務に関する内容に加え、具体的な支援の在り方についての研修や意見交換を行う研修会を年３回計画し、実施しております。

また、校内支援教室等に常駐する心の教育相談員や市教育支援センター支援員を対象とした研修におきましても、年度当初に勤務内容や関係機関との効果的な連携の在り方について情報交換を行いました。

さらに、県教育委員会が主催する指導力向上研修会には、市教育委員会の指導主事と市教育支援センターの支援員が参加し、それぞれの役割に応じた資質向上を図っているところです。

今後も児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりと、一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細かな支援を推進するために、これらの研修を継続、充実させ、専門性を高め、学校内の相談体制の強化や外部の関係機関との日常的な連携の緊密化を図ってまいります。

○５番（竹中ひかり君）　最前線で複雑な心理的課題に向き合う支援員の方々こそ、先ほど回答でもあったとおり、専門的な研修を定期的に受ける機会が必要不可欠だと考えます。

これからも充実した研修内容になっていくよう期待し、次の質問に移ります。

最後に、フリースクール等の学校外施設と行政窓口、学校との有効な連携について伺います。

学校に行くことが難しい子どもたちにとって、社会とつながりを持てる民間の居場所は、命綱とも言える重要な役割を担っています。

先の３月議会において、同僚議員から不登校支援について質問があった際、教育長から民間の事業所との連携を密に図ることが必要であり、今後については検討していくとの前向きな答弁をいただきました。

新串木野中学校が発足した今、フリースクール等の学校外施設と行政窓口との連携の具体的な進捗状況について、まずお伺いいたします。

○教育長（相良一洋君）　子どもたちの多様な学びや安心できる居場所を確保するため、その体制構築に順次取り組んでいるところでございます。

現在の進捗といたしましては、個別の事案に応じた最適な支援を行うため、教育委員会、学校、そして子どもみらい課をはじめとする福祉部局が緊密に連携し、日常的な情報共有を重ねております。

これら行政内の連携強化を土台として、フリースクール等の民間施設との連携につきましても進めているところでございます。

具体的な取組としましては、市教育支援センターと民間施設において、双方の施設における支援内容等について意見交換を行ったほか、民間施設の職員が市教育支援センターの見学を行うなど、相互理解を図っております。

実際に民間施設を利用している事例においては、学校、家庭、そして、民間施設が一体となった協力体制の下、一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細かな情報共有や連携が図られつつあると認識をしております。先週も民間施設の職員２人と私も１時間ほど情報の共有を図ったところでございます。

情報の共有を図ることにおいては、個人情報の保護、プライバシーの問題を十分配慮する必要があるということを認識しております。慎重かつ丁寧な取扱いを進めていきたいと考えています。

今後も学校、行政、民間がそれぞれの強みを生かしながら一体となり、不登校児童生徒やその保護者を孤立させない柔軟な支援体制の充実に努めていきたいと考えています。

○５番（竹中ひかり君）　きめ細かな対応と情報の共有が進められているということで、これからも継続した連携を取っていただけたらなと思います。

そして、鹿児島県も今年度、不登校支援のガイドブック作成に予算をつけていますが、実際の配布までには時間がかかります。

そして、保護者から声としてあったのが、学校、教育委員会、行政窓口の誰に話すかによって不登校支援に関する情報量に大きな差があり、寄り添ってもらえない気持ちになったという切実な声が届いています。

情報共有がスムーズに行かないことで支援が遅れ、問題が長期化、深刻化している現状が見受けられます。

やり取りの中でもあったのですが、不登校支援は早期発見、早期対応が一番大切になってくるものなのですが、それを県が不登校支援のガイドブック作成を今やっているからちょっと待っててというのは、あまりにも行政の都合になってしまう可能性があります。

そこで、本市内で利用できる民間・行政あらゆる支援情報を網羅した独自の支援リーフレットを至急作成し、多くの保護者が利用する子どもみらい課、教育委員会、学校に常設配布することを提案いたしますが、本市の見解を伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君）　市独自の支援リーフレットの作成等についてでございます。

現在、鹿児島県においてフリースクール、子どもの居場所、こども食堂などの周知や情報提供を行うため、子どもの居場所づくり推進事業によるガイドブックを作成中であり、学校等へ配布し、活用を進める予定となっております。

なお、本市としましても、学校、教育委員会及び行政窓口と連携し、相談業務における包括的なサポート体制をさらに充実させるため、不登校相談窓口や市内の子どもの居場所事業所などについて情報を総合的にまとめた本市独自のリーフレットを関係課と協議し、新たに作成してまいりたいと考えております。

このリーフレットには、子どもの居場所事業所、子どもみらい課及び教育委員会が行う不登校相談窓口、さらに市内で展開されているこども食堂等についても掲載し、市民に幅広く活用していただける形を検討しているところでございます。

これらの取組を通じて、さらなる保護者、子どもたちに寄り添う環境構築に努めてまいりたいと考えております。

○５番（竹中ひかり君）　いろいろなサポートが充実しているなと思いながらも、その情報がうまく共有できていなかったというところがこのリーフレットで改善されるといいなと願い、次の質問に移らせていただきます。

続いて、観光振興に向けた受入れ態勢の強化について質問に入ります。

我が国の観光市場は、インバウンドの急速な回復や国内旅行の多様化により活気を取り戻しています。本市においても遠洋まぐろ漁業の歴史や特産である焼酎の蔵元、冠岳や羽島地区の美しい自然など、誇

るべき観光資源が数多く存在します。

しかし、これら全ての観光施設が自家用車やレンタカーを利用する観光客だけを前提に組み立てられているのではないかという強い危機感を抱いています。

現在、免許を持たない若年層や都市部からの旅行者、そして、増加する外国人観光客の多くは、公共交通機関を利用して本市の玄関口である串木野駅に降り立ちます。しかし、駅を一歩出た瞬間に目的地までの移動手段がない、どこに行けば何があるか分からないという二次交通と観光案内の壁に直面しています。

車がなければ観光できないまちのままでは、どんなに魅力的なイベントや特産品があっても現代の観光競争から取り残され、将来的な関係人口の拡大や経済波及効果を永久に取りこぼし続けることになります。

そこで、まず、（1）本市における公共交通機関等を利用した観光客の受入れ状況と今後の課題について伺います。

現在、ＪＲ串木野駅を利用して来訪する観光客の動向やニーズを市としてどのように把握しているのでしょうか。また、現状の受入れ態勢における具体的な課題とそれを打開するための解決策について伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　まず、串木野駅を拠点にした公共交通機関等を利用した観光客の受入れ状況と今後の課題についてであります。

現在、本市にお越しになる観光客の大半は、空港や新幹線の駅からレンタカーを利用されており、ＪＲ利用による串木野駅への観光客流入は少ないものと認識しております。

また、二次交通につきましては、タクシー、路線バスともに限りがございまして、利便性の向上に課題はあると認識しております。

今後、串木野駅東側開発構想が進む中で串木野駅の重要性が増すことが想定され、駅を拠点とした観光客の移動手段の確保は課題であると認識しているところでございます。

○５番（竹中ひかり君）　串木野駅の東側開発が進む未来があるというところで、課題を認識した今、議論と検討を進めていただけたらと思います。

続いて、（2）串木野駅舎を利用した観光案内所の設置について伺います。

公共交通機関を使い、観光客が最初に降り立つ串木野駅に本市の魅力を伝え、周遊を促すための案内拠点が不可欠です。

ＪＲの無人化や省力化が進んだ今だからこそ、駅舎のスペース等を有効活用し、常設またはデジタルを利用した情報発信拠点を設置すべきと考えますが、見解を伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　駅舎を活用した観光案内所の設置につきましては、議員御提案の趣旨は理解いたします。

しかしながら、これまでＪＲとのやり取りの中では、駅舎内には安全機器等が設置されていることから、既存のスペースの中では設置は困難であると考えております。

現状では、既存の食彩の里にあります市総合観光案内所を最大限活用し、情報提供に努めることが最善であると認識しております。

○５番（竹中ひかり君）　駅舎を利用した観光案内所の設置が難しいことは理解しました。

では、ＪＲの無人化が進んだ今だからこそ、串木野駅のほうにタブレットを設置し、市内の総合案内所とオンラインでつなぐことで、公共交通機関を利用して来られた方へ遠隔で観光案内を行うサービスの運用を検討することについては、いかがお考えでしょうか。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　現状、市内にお越しになる観光客の皆様は、かなり皆さん自分で調べて、それぞれどこに行こうかなというのを考えながら来られているかなと認識しております。

あと、情報につきましても、スマホ社会での見やすい観光案内等も行っておりますので、特に機械を駅に設置してというようなことは考えずに、今ある総合観光案内所の案内、それから市役所のシティセールス課に直接お電話をかけられている方もいらっしゃいますので、そういうところを最大限活用して観光案内を進めてまいりたいと考えております。

○５番（竹中ひかり君）　携帯、スマートフォンの普及、オンラインでの情報収集がいっぱいになってきたというところで、現在は設置して、観光案内を遠隔でできるというのは行わないということです。

これがもし東京とか大阪とか、都市部だったら、旅の便利性としてスマホを活用するというのはすごくいいなと思うんですけれど、地方を旅するとなったときに、私個人の楽しみ方なのかもしれないんですけれど、地元の人たちとお話しするというのが結構楽しかったりするんですよね。ネットに載っていない場所だったり、その人のお気に入りの場所だったり。そういう人と人とのコミュニケーションで、本市のよさだったりとかを伝えられるすてきな機会になるかなと思います。

こちらのほうもやりませんとならずに、前向きに東側の開発もあるので、検討していただけたらなと思います。

では続いて、レンタル自動車や新たな移動モビリティの導入による二次交通の確保について伺います。

駅から観光地や飲食店への足の確保は急務です。答弁でもあったとおり、バスやタクシーは本数だったり、台数が限られているというのが本市の現状であります。

全国で導入が進む電動キックボードやシェアサイクル等の新たな移動モビリティについて、本市への導入や民間事業者との連携の可能性について伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　レンタル自転車や新たな移動モビリティ（ＬＵＵＰ等）の導入による二次交通の確保につきましては、観光客の皆様の利便性の向上につながる御提案であると受け止めております。

現在、観光客の皆様の移動手段の確保というのは、課題になっているところでございますので、公共交通等を全て含めて、他市における先進事例を参考にしながら、本市における導入の可能性というものを研究してまいりたいと考えております。

○５番（竹中ひかり君）　最後に、（４）掲示板等を活用したイベントの告知とアクセス情報の効果的な発信について伺います。

現在、串木野駅には観光案内板が設置されています。しかし、これが市外から来た観光客、特に車を持たない観光客に対して、タイムリーなイベント情報やそこへのアクセス手段を伝える役割を十分に果たしていると言えるのでしょうか。

駅の案内板等の活用状況における現状と課題について伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　串木野駅におけるイベント告知やアクセス情報の効果的な発信についてであります。

現在、串木野駅前にある市の観光案内板、それから駅構内のポスター掲示を通じて、イベント等の周知等は行っているところでございます。

まずは、現行の情報発信体制を最大限に活用しながら、パンフレットやＱＲコード等を活用したウェブサイトへの誘導など、デジタル媒体も積極的に活用することでより広範な層へ情報が届くように努めてまいりたいと考えております。

本市といたしましても串木野駅の重要性に踏まえまして、今後、観光振興に資する受入れ体制の強化に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○５番（竹中ひかり君）　現在の取組は理解しました。

イベントがありますという告知を見て、「あ、今日だ、行けるね」となったときに、駅が無人で周りに誰もいなかったら、この人たちはネットで一生懸命調べると思うんですけれど、結構アクセス方法は、市民全員が知っているという前提条件でネットに上がっていないことが多々見受けられますので、ぜひ車がない人たちが駅からどう行けばいいのかというアクセス情報が盛り込まれた二次元コードなどを設置していただけたらなと思います。

最後に、本市の様々な課題を解決していくには、どの分野においてもこのまちを支え、新たな活力を生み出してくれる人の存在が必要不可欠です。

人口減少という最大の危機に直面する本市の未来を握っているのは、ほかならぬ移住・定住政策であり、若者や多様な世代から選ばれるまちになることです。

本日、私が提案した指定ごみ袋の記名見直しによ

るプライバシーの保護も子どもたちのＳＯＳを見逃さない居場所づくりと体制強化も、そして、車を持たない観光客を取りこぼさない二次交通の整備も全てつながっています。

これからは、多様な人々が生きやすさを感じ、安心して訪れ、住み続けたいと思えるいちき串木野市をつくるための不可避のアップデートになります。

１人でも多くの市民が、そして、これから本市を訪れる人々が、心からの安心と生きやすさを実感できるまちづくりに向けて、市当局の迅速かつ前向きな決断と実行を強く期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（松崎幹夫君）　次に、奥吉拓郎議員の発言を許します。

［４番奥吉拓郎君登壇］

○４番（奥吉拓郎君）　皆さん、こんにちは。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本市の将来に重大な影響を及ぼす洋上風力発電事業ですが、行政が市民の命と健康と財産を守る責務をどれだけ自覚しているかが厳しく問われています。

市民への説明不足、現時点でも得られる科学的知見への軽視、そして、市としての主体性の欠如、これらが重なれば行政は結果として市民を守る役割を果たせなくなってしまいます。

地方自治とは、市民の声を丁寧に受け止め、科学的根拠と事実に基づいて、市が責任を持って判断することではないでしょうか。科学的知見が不足しているのであれば立ち止まるべきであり、判断を国に委ねるのであれば、市としての責務を果たしているとは言えません。

国際政治アナリストの伊藤貫さんが紹介されていたのですが、アメリカの政界では制度の抜け穴によって、違法ではないが、実質的に公的利益を損なう行為、具体的に言えば、富裕層、超富裕層からの有力議員への匿名の巨額な政治献金が横行し、この状況をリーガライズド・カラプションというのだそうです。すなわち合法化された腐敗と呼ぶのだそうです。形式的な合法性だけを根拠に深刻な影響が見過ごされる構造です。

洋上風力発電事業においても住民の健康リスクや地域環境への影響が十分に検証されないまま進められるのであれば、それは同じ構造、形式的な合法性だけを根拠に深刻な影響が見過ごされる構造を持つと言わざるを得ません。

よって、私はこの状況をリーガライズド・クライムではないかと考えます。あまりにも失われるものが大き過ぎ、全生命体や環境にダメージを与えることになり、将来世代へ取り返しのつかない多大な負荷を与えるからです。

では、質問に入ります。

１、洋上風力発電について。

（１）昨年10月の準備区域指定時に指定された地元住民への理解醸成についてです。

昨年10月の準備区域指定で地元住民への理解醸成が指摘されましたが、それ以降、本年５月までに地元説明会は何回開催され、実延べ参加人数は何人か。参加者からの意見は。また、市として理解醸成は進展したと考えているかを伺います。

市民の不安を解消するためにも具体的で誠実な答弁を求めます。

［市長中屋謙治君登壇］

○市長（中屋謙治君）　奥吉拓郎議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、令和３年度に洋上風力発電調査研究協議会を設置し、洋上風力発電に対する理解促進に取り組んでまいりました。

市民の皆様を対象にした説明会等に関しましては、令和４年度に洋上風力シンポジウムを開催し、150名の参加。令和５年度は地区説明会を延べ13回、220名、令和６年度は出前講座を延べ14回、240名の参加をいただいたところであります。

また、昨年、令和７年６月から８月にかけては、市内全16地区においてみらいトーク2025を開催いたしました。その中で洋上風力発電事業の取組状況を説明し、延べ566名に参加をいただいたところであります。

また、昨年はさらなる理解促進と機運醸成を図るために先進地の視察を実施いたしております。10月には秋田県秋田市に市民の方19名に御参加をいただ

きました。そして、そのアンケート結果では、関心が高まったという方が95%、必要性を感じるという方が96%という結果であります。

さらにまた、今年１月には長崎県五島市及び福岡県北九州市へ市内の事業者の方18名に御参加いただいて、視察を行ったところであります。視察後のアンケートでは、理解が深まった、事業に期待しているというのが共に100%という結果でございました。

そのほかにも、鹿児島県において昨年11月に再生可能エネルギーと地域との共生に関するセミナーというのが開催されまして、132名の参加があり、アンケート結果では参加者の84%の方が、再生可能エネルギーに賛成、やや賛成という回答をいただいております。

こうした結果から、これまでの取組を通じて、一定の理解が図られていると認識いたしております。

今後も引き続き、調査研究協議会の開催や先進地の視察等により情報発信に努め、理解促進、そして機運醸成に努めてまいります。

○４番（奥吉拓郎君）　昨年の10月から今年の５月までには、一般住民への説明会は行っていないということでよろしいでしょうか。

○産業立地課長（大平博喜君）　昨年10月から今年にかけましては住民説明会というのは開催してございませんが、先ほど市長が答弁しましたとおり、先進地視察ということで、秋田と五島、北九州のほうに行っていただいて、理解促進を深めていただいているところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　今までに学校や保育園等で説明会を行ったことはあるのでしょうか。

○産業立地課長（大平博喜君）　令和５年度に出前講座という形で市内の関係団体のほうに御依頼をしまして、たしか保育園の保護者の団体の方々にも一度説明をしていたと記憶しているところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　私が所属している洋上風力に反対する市民の会。今、産休中ですけれど、二井谷さんも一緒に入っているんですけれども、その市民の会でシールアンケートを取りまして、その結果が最近出たので、紹介させていただきたいと思います。

そのシールアンケートは、いちき串木野市内と６月７日に鹿児島中央駅で行ったんですけれども、今回はいちき串木野市内のアンケート結果ということで紹介させていただきます。

まず一つ目が「いちき串木野沖５キロ圏内の洋上風力発電計画を知っていますか」というのに対して、「はい」が130人で「いいえ」が33人。次に、「この計画についてどう思われますか」に対して、「期待している」が５人、「不安がある」が128人、「どちらとも言えない」が25人。「洋上風力による騒音や低周波、シャドーフリッカー等による健康被害を知っていますか」に対して、「知っている」が94人、「知らない」が70人。４番目の「三大砂丘の景観が台無しになる計画をどう思われますか」に対しては、「賛成」が２人、「反対」が149人、「どちらでもない」が11人。「一番気になることは何ですか」に対して、「自然環境への影響」が86人、「身体への影響」が52人、「電気代の高騰」が15人、「その他」が４人。「県・市の説明は十分だと思いますか」という問いに対しては、「十分」が２人、「不十分」が123人、「分からない」が15人となっています。

特に顕著な傾向が見られているのが、２の「この計画についてどう思われますか」が「期待している」が５に対して、「不安がある」が128。次に、「三大砂丘の景観が台無しになる計画をどう思われますか」に対して、「賛成」が２で、「反対」が149。「県・市の説明は十分だと思いますか」ということに対して、「十分」が２で、「不十分」が123。

このような状況を考えますと、先ほど一定の理解醸成は得られていると話されていましたけれども、到底そうは私には思えないんですけれども、市の見解を伺います。

○市長（中屋謙治君）　内容については、先ほど壇上から述べたとおりでございます。

本市は、これまで洋上風力発電調査研究協議会、それから、住民説明会、先進地視察。こういった様々な機会を設けて、皆様の理解促進に努めてまいりました。

これまでも申し上げておりますが、洋上風力発電事業の実現と産業拠点化は、本市の将来にとって最も重要なプロジェクトであると思っております。

一方で、実現に向けては市民の皆さん方の御理解も必要である、このことは当然であります。そのように考えております。

今後、現在は準備区域でありますが、本市沖合が有望区域に整理されました際には法定協議会というのが設置されます。そうしますと、漁業・環境などへの影響について、専門家、専門機関の方々の専門的かつ具体的な議論が行われます。

市といたしましては、その協議の内容、結果、経過について積極的に市民の皆さん方に情報提供して、そして、市民の皆さんが抱いていらっしゃる不安や懸念を払拭していく考えでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　一つの質問に絞りますけれども、「県・市の説明は十分だと思いますか」に対して、「十分」が２で、「不十分」が123と「分からない」が15となっているんですけれども、それに対して市の見解を伺います。

○副市長（出水喜三彦君）　アンケートを取られた内容につきましてはお聞きをいたしました。

そのような結果、内容の取り方ひとつあるかと思いますけれども、そのような結果が出たことにつきましては、また今後も引き続き理解醸成活動を進める必要があると、このように感じております。

○４番（奥吉拓郎君）　県・市の説明が十分だと思っている方が非常に少ないというのが現状だと思います。その現状をしっかりと市のほうでは認識していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2022年５月19日の南日本新聞の記事です。こちらの記事に「薩摩半島西方沖洋上風力発電計画、沿岸５市対応割れる」に掲載されていた図によると、南国殖産、三井不動産、インフラックスの３事業者が本市の沖に洋上風力発電事業を計画していると書かれていますけれども、現在、本市沿岸５キロ以内に計画中の事業者は何社存在するのか伺います。

○産業立地課長（大平博喜君）　現在、本市沖合で事業計画を公表しているのは三つの事業体でございます。一つ目が三井不動産株式会社と株式会社ＪＥＲＡの合同事業体、二つ目が吹上浜沖洋上風力発電合同会社、事業主体になりますけれども、こちらは株式会社ＩＮＦＬＵＸという会社でございます。三つ目が日本風力エネルギー株式会社と南国殖産株式会社の合同事業体の三つになります。

○４番（奥吉拓郎君）　では、2022年度とほぼ同じような状況で３社が計画を予定しているというのが分かりました。

私はそういう事業者が３社いるんだなというのを初めて今、知ったところです。

後からほかにも追加で事業者が出てきたりとか、そういうのはないということでよろしいですか。

○産業立地課長（大平博喜君）　３事業体以外にも発電事業を検討している企業体というのがございます。詳細は申し上げられませんが、これまでに約10社程度の面談を行っているところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　10社面談を行っていることが分かりました。

では、次の質問に移ります。

（３）現在の枠組みでは専門的な知見や技術が不足しており、議論がこれ以上深まらないことから、国への情報提供を行うとのことですが、住民自治の観点から考えると、専門的な知見や技術が得られるまで保留するべきではないかと思われます。

例えば、山登りをしていたら霧が出てきて周りが見えなくなったと。そういうときにはその場にとどまるというのが鉄則です。

なぜ拙速に情報提供をしようとするのか、ちょっと私には理解できないところがあります。保留するべきではないでしょうか。

○産業立地課長（大平博喜君）　鹿児島県におきましては、これまでに関係市町、関係漁業者団体、その他利害関係者などで構成される洋上風力発電に関する研究会を設置して、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性のある区域について検討を行ってきたところでございます。

研究会の多くの会員からは国への情報提供について異論はなかったものの、漁業への影響に対する懸念の声があることから、国への情報提供を行って、

有望区域に整理された場合に設置される法定協議会におきまして、専門的な知見や技術を活用できるとともに、より議論を深めるために総合的に判断して、国への情報提供を県におかれましては行ったところでございます。

本市におきましても、事業実施に伴う環境等への影響について専門的な知見や技術を有していないことから、今後、法律に基づき設置される法定協議会におきまして、洋上風力発電に対する不安や懸念に対する見解を求めてまいりたいと考えております。

併せまして、説明会の開催でございますとか、広報紙等を通じて、その情報につきましては、市民の皆様にフィードバックをしながら理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○４番（奥吉拓郎君）　法定協議会が立ち上がれば専門的な知見が得られるとの話がよく出るんですけれども、私にはとてもじゃないですけれど、今の日本の現状を見ると、国がちゃんとした科学的知見を持っているとは思えないんですよね。

もし本当にちゃんとした科学的知見を持っていれば、秋田県みたいなあんな風車だらけになったりとか、そういうことにはならないんじゃないかなと思います。

実際に法定協議会が立ち上がったら、専門的知見が得られるという保証はあるのかを伺います。

○産業立地課長（大平博喜君）　これまでの法定協議会の議事録が経済産業省のホームページで公表されてございます。そちらを見ますと、漁業への影響であるとか、そういった部分について議論がなされているようですので、今後、法定協議会の中でその部分というのは話合い、いろいろな知見というのがその場で理解できるのかなと思っているところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　よく分からないんですけれども、例えばある特定の方がそういう知見を持っているというんでしょうか。もしそうだったら、その方のところに今からでも聞きに行けばいいのではないかと。別に法定協議会をわざわざ立ち上げなくても、ちゃんと科学的知見は得られるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○産業立地課長（大平博喜君）　専門的な部分に関しましては、現状いろいろな御意見でございますとか、研究報告がなされていますけれども、私どもとしましては、国の法定協議会の中で国の方でございますとか、専門的な知見をお持ちの方々が御参加されますので、その場で具体的な内容、見解を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　有望地域等になって法定協議会が立ち上がるということですけれども、もし有望地域になって法定協議会とかが立ち上がるような状況になったら、もう後戻りはできないということになるのではないでしょうか。

○産業立地課長（大平博喜君）　法定協議会におきましては、有望区域になった段階で法定協議会が設置されて、漁業振興でございますとか、地域振興、様々な具体的な検討、議論が行われまして、最終的に皆様の合意形成の下に促進区域の指定という運びになってございます。

ですので、議員がおっしゃる部分とはちょっと違うのかなと思っているところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　では、次は住民自治の観点からお伺いします。

住民自治というのは、当然ですけれど、地域の政治は住んでいる人が住んでいる地域のことを決める、地域の政治は住民の意思に基づいて行われるべきだと、住民が政治の主人公だというのが住民自治という観点だと思います。

ただ、今の洋上風力発電を見ていますと、どう見ても住民が置き去りにされているように見えてならないのですけれども。置き去りというか、強引に進めているような感じがするんですけれども、そういう市民感情についてどう考えているかお伺いします。

○副市長（出水喜三彦君）　まず、先ほどアンケートのところでの発言でございましたけれども、本意とすれば、アンケートの取り方の詳細は確認してございませんけれども、その結果の一つとして受け止めて、今後、理解醸成に努めていきたいと思ってございますので、少し訂正をさせていただきたいと思います。

そして、今、住民自治のお話がございましたけれ

ども、この住民自治、地域の住民の皆さん方の意見を重視して進めるべきということは議員おっしゃるとおりかと思います。

その中で責任でありましたり、国のほうに投げてというような御意見もいただいたところではございますけれども、今回の洋上風力発電事業につきましては、本市の未来の在り方、地域経済の在り方、これを市民の皆様方と自治体である我々と一緒になって描いて、選択して、主体となって動かしていきたいと、こういった進め方をしたいと考えてございます。

その中で健康への懸念、不安がございますけれども、やはり住民自治の中でも健康につきましては、一定のルールの中で国のほうのプロセスがございますので、そこに沿った対応は必要かと思います。

先ほど申し上げました法定協議会の中で健康の問題だけではなく、漁業関係者等との協議の中で地域振興策もどうしていくのか。これを一体となって協議をする場となってございますので、不安や御懸念に関しては、その場で私どもも入った中で訴えをし、進めていきたいと考えてございます。

繰り返しになりますけれども、住民自治でございます。こういった国家のある程度のルールの中において、いちき串木野市の本市の限られた豊かな海をどのように活用して、将来の雇用でありましたり、未来の経済をどのように描いて生み出していくか。このプロセスの中では、しっかりと住民の皆さんとも議論を進めながら進めていきたい、これがまさに住民自治だと思っております。

○４番（奥吉拓郎君）　今の副市長の答弁にも結局科学的知見がないというような言葉もあったんですけれども、また最初の質問に戻ってしまうんですけれども、結局、科学的知見がないというのであれば、状況が分からないというのであれば、やはりとどまるべきだと私は思うんですよね。

例えば道路を渡るにしても、右側から車が来たとしたら、車が通り過ぎてから渡ればいいわけですよね。

次の質問にもありますけれども、いろいろ科学的新しい知見というのはどんどん出てくるわけですから、安全であるということが分かれば進めばいいわけですし、危険だと分かれば撤退すればいいと思うのです。

ですから、今の市がやるべきことというのは、今の時点でとどめるために、県に情報提供をしないように呼びかけることが市のやるべきことじゃないかと私は思うのですが、市の見解を伺います。

○副市長（出水喜三彦君）　御意見をいただきましたけれども、この科学的知見の判断を専門的な分野で議論する場が法定協議会だと思ってございますので、情報提供の後にそこら辺のプロセスが重要かと思っております。

○４番（奥吉拓郎君）　次の質問に移ります。

欧州議会のシンポジウムで風力発電の低周波音による健康被害のメカニズムが報告されました。市民の命、健康を守るために方針転換するべきではないでしょうか。

長周新聞という新聞があるんですけれども、この長周新聞の記事になったものなんですけれども、これによりますと、欧州議会において３月24日に、聞こえないが、無害ではない、ＥＵにおける公衆衛生と風力エネルギーの低周波音という画期的なシンポジウムが行われたと。そのシンポジウムの様子を山形県鶴岡市議会議員の草島進一さんが動画に上げたと。この動画を基に長周新聞の方が記事にされたというものになります。

この中でもドイツの医師・科学者であり、微小循環（毛細血管などの血流）の国際的エキスパートのウルスラ・ベルート＝シュテック博士の講演を長周新聞が紹介していると。

自分もこの動画は見てみたんですけれども、ウルスラ・ベルート＝シュテック博士は女性の方で非常に聡明そうで誠実そうな方だなという印象を受けました。

記事の内容なんですけれども、まず最初に前提としているのが音は力であり、情報であり、エネルギーであり、振動であると。

次に、ピエゾチャネルというのを紹介していたんですけれども、このピエゾチャネルというのが自分は九大の理学部生物学科にいたときには全然聞いた

ことがない言葉で何なんだろうと思ってちょっと調べてみたら、2010年に発見されている。だから、その頃の自分は知らなかったと。

そのピエゾチャネルを発見した人は2021年にノーベル生理学・医学賞を受賞している。ですから、このピエゾチャネルというのが、いかに科学界・医学界で重要かつ画期的な発見だったかということが分かると思います。

このピエゾチャネルというのが人間や動物の体内のあらゆるところにありまして、物理的な力や圧力を感知すると、それを電気信号に変えるというチャネルになっております。

その自然界に存在しない低周波音のパルス状の音を浴び続けると、全身のピエゾチャネルを過剰に刺激して、ピエゾチャネルが強制的に開かれ続け、細胞内にカルシウムイオンが大量に流れ込む。それによって、細胞内に深刻な酸化ストレスが発生し、血管を正常に保つ亜硝酸酸化物の生成が阻害される。その結果、血管のサイレント炎症が起きる。

そのことによって、極度の疲労感、頭痛、集中力低下、胸の圧迫感、耳鳴りといった症状が現れる。

さらには生殖機能も低下するんですけれども、一番恐ろしいのが子ども、お腹の中にいる胎児の脳に影響を与える。胎児ですとか、小さい乳幼児の脳の成長にも影響を与える。過剰な刺激が脳の構造を変化させる可能性がある。ここが自分はすごい怖いとこだったんですけれども。

最終的にその博士が結論づけたのが、超低周波音の物理的圧力が耳からではなく、全身の細胞のピエゾチャネルを過剰に刺激して健康被害を引き起こすと。これは証明済みだということになっています。

結局、風車を造っちゃうと、全生命体にダメージを与える。そのダメージを与えることによって、その生命体がどんどんダメージが蓄積されていって、症状が出てくる。

そういう状況になってくるので、これは本当に恐ろしいことだと私は思うので、ぜひ方針転換、撤退の一択しかないのではないかと思うのですが、市の見解を伺います。

○市長（中屋謙治君）　当初から申し上げておりますように、現時点におきましては、今おっしゃるようなそういう極めて専門的な内容というのは、我々はそういう知識は持ち得ておりません。

有望区域に進みますと、法定協議会が設置をされます。そして、専門の皆さん方でもって議論いただく、今おっしゃるようなそういう意見を含めて、法定協議会の中でこういう意見があるんだがどうなんだという、我々も法定協議会の中に出ますので、そういう意見をその場に持ち込んで、その答えをまた市民の皆さん方にお返しをするということがいいんじゃないかと思っております。

○４番（奥吉拓郎君）　科学的知見を持ち得ないと言いながら、最新の科学的知見が出てきたら、それは否定するようなそういうやり方はちょっと違うのではないかと思います。

ちゃんとしっかりと欧州議会においても報告された議論なわけですから、もし風車が建って低周波を引き起こすと、これは全生命体にダメージを与えると、無差別の暴力行為というものだと私は思うので、こういう非人道的な行為というのはやはりしたらいけないと思いますので、ぜひ撤退をしていただきたいと思うのですが、市の見解を伺います。

○市長（中屋謙治君）　先ほど申し上げたとおりであります。

今おっしゃるようなことをここで議論しても深まらないと思いますので、やはり法定協議会で専門家の皆さん方でもって専門的に議論していただく、そのことのほうが効果的、そうあるべきだと思っております。

○４番（奥吉拓郎君）　12月でもちょっと話したんですけれど、予防原則の考え方ですね。科学的不確実性が存在する場合でもその深刻な影響が科学的に示唆された段階で重大な影響を回避することを原則とし、行動するべきであると。

これは全然難しいことじゃないわけですよね。先ほどの保留すればいいという話にもつながるんですけれども。

例えば先ほどと一緒になっちゃいます。車が右から来ると。車が来て危ないなと思ったら、車が通り過ぎてから通ればいいわけですよね。そういう特に

難しいことではないと思うんですけれども。

それに、これって市長ですとか、推進する人たちも結局、体にダメージを受けて症状が出る可能性があると思います。

一つだけちょっと言葉を紹介すると、北御門二郎さんという方が翻訳されたトルストイの「戦争と平和」に「素朴さと善良さと真実さのないところに偉大さはないのである」という言葉があって、それを紹介して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、２の耕作放棄地についてです。

今回、耕作放棄地について質問しようと思ったのが、実際に市民から相談を受けたというのが一番の理由になります。

ある市民の方から、家の隣の農地がものすごい草がぼうぼうに生えて、草が伸びちゃって、虫が湧いてすごく困っているという相談を受けたところでした。

私自身は、うちの実家の畑の一角に菌ちゃん農法の畝というのをつくって野菜を作っているんですけれども、その実家の畑の両サイドが今年とんでもなく荒れ放題で、草がすごい伸びるに任せているような状況になっているというのがあって、これはちょっと他人事ではないなというのがあったので、今回質問させていただいています。

今でも私の畑の両サイドですとか、その相談を受けた方ですとか、そういう状況があるので、今後ももっとこういう状況が増えていくことが予想されると思います。

では、（１）の耕作放棄地の現状についてです。

①本市における耕作放棄地の面積及び件数について伺います。

○農業委員会事務局長（篠原昭彦君）　本市における耕作放棄地、遊休農地の面積及び件数についてであります。

遊休農地は、令和７年度農地利用状況調査において約147ヘクタール、筆数は約3,000筆となっています。

遊休農地は、農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景として発生しており、本市におきましても増加傾向が見られます。

農業委員会といたしましては、農政課や関係機関と連携し、農地中間管理機構の活用や担い手への農地集積・集約化を推進するなど、遊休農地の発生防止及び解消に努めているところであります。

○４番（奥吉拓郎君）　やはり予想したとおり増加傾向であるという回答をいただいたところです。

では次に、②雑草繁茂・害虫発生等により相談を受けた件数及び著しい支障が生じていると判断される事例数について伺います。

○農業委員会事務局長（篠原昭彦君）　雑草繁茂等による相談件数は、令和７年度97件、令和６年度64件、令和５年度75件です。

参考として、農地以外の空き地等については、令和７年度90件、令和６年度100件、令和５年度95件です。

相談があれば現地確認を行い、写真添付の上で所有者等に適正管理を求める通知を行っています。

一方、周辺の営農に著しい支障が生じ、または生じるおそれがあると判断し、農地法第42条に基づく措置命令を発した事例は、本市及び県内においても実績例はない状況です。

○４番（奥吉拓郎君）　では、次の③所有者への通知の実施件数について伺います。

○農業委員会事務局長（篠原昭彦君）　相談を受けた事案については、全件、原則として現地確認を行い、所有者等を特定の上、写真やシルバー人材センター・市内業者一覧を同封して適正管理を促す通知を送付しています。

通知により改善されることもありますが、市外居住や費用負担、相続未了などで対応が進まないケースもあり、課題が継続している状況です。

○４番（奥吉拓郎君）　通知の件数は先ほどの97件とか64件とか75件とか、その件数と同じということでよろしいんでしょうか。

○農業委員会事務局長（篠原昭彦君）　先ほど答弁いたしましたその件数で全件、現地確認及び通知のほうを行っております。

○４番（奥吉拓郎君）　では、次の（２）の通知の実効性について伺います。

①通知後に所有者が草刈り等を実施した割合について伺います。

○農業委員会事務局長（篠原昭彦君）　通知後に所有者が実際に作業を行った割合については、所有者等がいつ草刈りを行うか分からないことや、年間で平均約80件の相談があった農地を常時確認に行くことは容易ではなく、集計した数値を体系的に管理することは困難であり、正確な割合は現時点では把握できていない状況でありますが、農地に関して実施予定日等の連絡があった割合は全体の約４割であり、約半数以上は対応していただいていると考えております。

しかしながら、今後、対応実績の把握を向上するため、通知後の実施有無のフォローアップについて現地確認の実施を定型化し、少しでも把握の向上につながるよう努めてまいります。

○４番（奥吉拓郎君）　把握の向上に努めていただければと思います。

草刈り等が実施される割合が大体４割くらいだということだったんですけれども。

次に、②ですけれども、実施されなかった場合の対策はどのようにしているのかを伺います。

○農業委員会事務局長（篠原昭彦君）　相談者から再度要望があった場合は、再度現地確認を行った後、改めて改善を促す通知を送付しています。

除草については、私有財産の管理行為に当たるため、所有者等の同意なく第三者が勝手に作業することはできないものと考えております。

今後は、所有者等の同意がある場合は業者手配の一部支援等、実務的な解決に努めてまいります。

○４番（奥吉拓郎君）　草刈り等が実施されなかった場合には、またもっと文言の強い通知を送るということだったんですけれども。

では、次に③で、そのような対策を取っても所有者が草刈り等を行わない場合は、近隣・近接地の住民は我慢を強いられることになると考えるが、所有者に対し、行政代執行や罰金を科すことはできないのか伺います。

農地法42条の措置命令や66条の30万円以下の罰金という法令があります。

当該遊休農地が周辺農地に著しい支障、病害虫の発生や雑草の繁茂などを及ぼすときは、市長は遊休農地の所有者等に対して必要な措置命令を行うと。その命令に従わない場合は市長による代執行が行われる。所有者等が措置命令に違反した場合は30万円以下の罰金となり、また、代執行にかかる費用を負担しなければならないと、そのようなことが書いてあります。

そういうところから農地法42条とか66条で対応することはできないのか伺います。

○農業委員会事務局長（篠原昭彦君）　農地に関して申し上げます。

遊休農地に関する農地法第42条の行政代執行などを行う措置命令については、雑草繁茂による病害虫の発生、その他の事由により当該農地の周辺の営農に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると判断した場合に限定されており、また同条に基づく命令に違反した場合にのみ、農地法第66条の罰則が適用されます。

緊急的に支障の除去等の措置を行うものであり、そのような事案が発生した場合は、法令に基づく対応の可否を慎重に検討、関係機関と協議の上、対応方針を決定することになります。

したがって、雑草が繁茂しているというだけでは適用が難しく、県内において措置命令・行政代執行の事例はありません。また、農地は私有財産のため、行政による強制的な措置については法令上の明確な根拠が必要となります。

農業委員会といたしましては、所有者等による自主的な管理を基本としながら、担当課等と連携し、適正管理の周知・啓発及び指導に努めてまいります。

○４番（奥吉拓郎君）　では、私が最初に相談を受けた家の隣の農地の草が伸びて困っているという方は、もう我慢するしかないということになるのか、何とか対応する方法はないのか。

実際にやっぱり困っている方はいらっしゃいますので、何とか対応する方法はないのかなと。結局もう我慢するしかないのかなというのを伺います。

○農業委員会事務局長（篠原昭彦君）　先ほども答弁いたしましたとおり、やはり農地に関しましては、

個人の財産になりますので、そこを強制的に介入して草払い等を行うというのは、やはり法に触れるおそれがありますので、農業委員会といたしましては、引き続き所有者等に関して通知を行って、草払いを行うように指導・助言をしていくということになります。

○４番（奥吉拓郎君）　結局、今の状況ではなかなか困っている人は我慢するしかないというような状況だということだと思うんですけれども。

それであるならば、市の独自の条例とかをつくって対応することはできないのかなというのを伺います。

三重県の名張市というところが名張市あき地の雑草等の除去に関する条例というのを独自につくっていますので、本市もこのような条例をつくって対応できないのかをお聞きします。

○市民生活課長（西久保敏彦君）　名張市の条例のように、一定の要件の下で市が除草の代執行を行う制度は参考となりますが、私有地への介入は財産権に関わるため、慎重な法的検討と長い指導期間が必要であります。

代執行後に再び雑草が繁茂した場合の対応など、条例の制定には多くの課題があると考えられます。

現行では、いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例に基づき、所有者に管理を努める旨を求めるとともに、通知の際に支援措置として業者手配の支援や関係団体への紹介を行っております。

４月から新たに業者手配の支援について案内を開始しております。その経過を観察しつつ、他市の運用実績も踏まえ、条例制定の是非と運用の方法を引き続き研究してまいります。

○４番（奥吉拓郎君）　できれば、ぜひ条例を制定して対応していただければと思います。

では、次の３の教育現場におけるタブレットについてに移ります。

今回、タブレットについて質問したんですけれども、先日の５月21日に行われました議員研修会において、串木野中学校を視察する機会をいただきまして、授業の様子を拝見させていただきました。その中で子どもたちがタブレットを使っている姿にちょっと私は違和感を覚えてしまいまして。

タブレットは学びを広げる可能性を持つ一方で、画面時間の増加、視力低下、姿勢の悪化、睡眠への影響、さらには集中力や学力への影響など、子どもの心身の発達に関わる課題が国内外で指摘されています。

国際的には、デジタル先進国とされてきたフィンランドでさえ、ＰＩＳＡの読解力低下や集中力の問題を受け、紙の教科書や手書き学習の価値を再評価し、デジタル偏重を見直す動きが進んでおります。

本市としても国の方針に追随するだけでなく、現場の実態を踏まえ、子どもの健康と学力を守るための独自の教育方針を検討する責任があると思います。

子どもたちの未来を守るため、率直で誠意ある答弁を求めます。

それでは、まず（１）ですけれども、学校教育の現場にタブレットが導入されたことによるメリットとデメリットについて伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　タブレット端末の運用に当たっての主なメリットとデメリットについては、次のとおりと捉えています。

メリットについては、ＡＩドリルなどを活用することにより、児童生徒一人ひとりの習熟度や学習進度に合わせた個別最適な学びの実現につながっています。

また、意見や発表内容をリアルタイムでクラス全体に共有、可視化できるため、お互いの考えを深め合う協働的な学びへの展開が可能となります。

さらに、情報検索や学習の記録を保持するツールとしての機能があるため、多くの教科書や資料を持ち歩く必要性が減り、児童生徒の身体的な負担軽減にもつながっています。

一方、デメリットや課題については、視力の低下や姿勢の固定による体力の低下などが指摘されております。また、自らの手で書く力の衰えや画面に慣れることでじっくりと物事を思考する集中力の低下につながる懸念や情報モラルに起因するトラブルも指摘されております。

○４番（奥吉拓郎君）　メリットもあるんでしょう

けれども、今の話を聞いただけでもどちらかというと、デメリットのほうが大きいんじゃないかという気が私はしました。

では、（２）の１日何時間程度、子どもたちは画面を見るのかについて伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　児童生徒が１日にタブレットの画面を見る時間については、その日の教科の時間割や各学校・学年の授業内容などによって大きく左右されるため、一律に何時間程度と数字を把握するということは困難な状況です。

しかし、学校でのタブレット使用は、あくまで授業の中の必要な場面において主に活用されているもので、全ての教科や授業で常時使用されているわけではありません。

また、休み時間には原則として使用しておりません。

参考として、本市における授業での具体的なタブレット使用状況について紹介します。

令和７年度に実施された鹿児島学力・学習状況調査における小学校５年生への調査結果について、国語や社会では「２回に１回程度使用している」が約半数、算数や理科では「ほぼ毎回使用している」が最も多く、ほかの教科よりも高い数字となっております。

このように、教科の特性や学習内容によって、使用する頻度や時間は様々となっています。

○４番（奥吉拓郎君）　常時使っているわけではないし、休み時間では使わないということが聞けて、ちょっと安心しました。

では、（３）です。学力は向上しているのか、低下しているのかを伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　学力についてです。

学力には多面的な要素があり、捉え方も様々であると考えております。また、児童生徒一人ひとりの学習環境や状況も異なることから、現時点における全国や県の調査等のデータで、その影響を一律に捉えるということは困難であると考えております。

しかしながら、学校における日々の教育活動の状況や児童生徒の実態を踏まえますと、確かな変化や成果も見られています。

具体的には、総合的な学習の時間をはじめとする探求的な学習活動の場面において、児童生徒はタブレットを積極的に活用し、必要な情報を調べたり、考えを分かりやすくまとめ、表現、発表したりする活動を日常的に行っております。

多くの情報の中から必要なものを選択し、集めた情報を整理した上で主体的に活用する力については、タブレットを導入して使用する前よりも確実に身についてきていると捉えております。

○４番（奥吉拓郎君）　そういう主体的な力がつくというのはいいことだとは思います。

次に、（４）ですけれども、児童・生徒の心身への悪影響が懸念されるが、それについての対策は行われているかを伺います。

先ほどの答弁にも出てきましたし、私も先ほど話したんですけれども、脳発達ですとか、認知機能への影響、視力低下、眼精疲労、睡眠の質の低下、姿勢悪化、心肺発達への影響、学力への影響、精神面の悪影響、その辺があると思うんですけれども、その辺についての対策は行われているのかを伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　デジタル端末の普及に伴う子どもたちの健康面への懸念が様々に指摘されているということから、学校教育の現場における適切な対策や指導は重要であると認識しております。

学校教育における１人１台のタブレット端末の活用については、文部科学省から令和３年３月に発出された通知「ＧＩＧＡスクール構想の下で整備された１人１台端末の積極的な利活用等について」に基づいて、児童生徒の健康に配慮した活用を図っています。

具体的な健康・身体面の対策としては、目への負担軽減を図るため、画面を注視し続けないよう、長時間の連続使用を避けるようにしています。また、身体への負担や視力低下を防ぐため、正しい姿勢でタブレットを使用させるようにしています。

使用する際には、教室の明かりやタブレット画面自体の明るさを適切に調節・調整するなど留意しながら学校における対策を行っております。

○議長（松崎幹夫君）　３時になりました。休憩を

取らずに、このまま継続させていただきます。

○４番（奥吉拓郎君）　いろいろ対策を取られているというのは分かったんですけれども、それだったらやっぱり紙に戻したほうがいいんじゃないかなというのもちょっと思ったんですが。そこまでしてまでやっぱりタブレットって使わないといけないのかな、その辺を伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　これからの社会を生き抜く子どもたちにとって、情報活用能力の育成というのは極めて重要な課題です。

一方、デジタルのみに依存した学習には様々な課題があるということも十分認識しております。

紙の教科書は、文字を書いたり、ページをめくったりする動作を伴うことで記憶に残り、集中して学習に取り組めます。また、ネットワーク環境などに左右されずに使用できるというよさもあります。

一方、デジタルの教科書は、音声や動画を活用することで直感的な理解がしやすくなります。また、個人の学習履歴が残るため、個人のペースに合わせた学習を進めることもできます。

このように紙の教科書、それからデジタルの教科書には、それぞれのよさや強みがあります。今後の取組においては、国や県の教育施策の方向性をしっかりと踏まえながら、児童生徒の発達段階や各教科の学習内容、授業の場面に応じて、紙のよさとデジタルの強みを最適に組合せ、ハイブリッドな教育活動を展開できるよう、学校への指導を行っていきたいと考えております。

○４番（奥吉拓郎君）　次の質問の答弁と重なっちゃった気持ちなんですけれども。

（５）デジタル導入の先進国フィンランドでは、ＰＩＳＡ国際学力調査で読解力などが急落し、また、集中力低下、短気、眼精疲労、記憶定着の悪化が問題になり、紙の教科書に戻しております。

本市としては、紙を基軸としてタブレットは補助的に使うという教育方針を掲げるべきではないでしょうか。

○学校教育課長（米村英紀君）　先ほどお話をしたとおり、紙の教科書、それからデジタルの教科書、それぞれよさや強みがあります。お互いのよさを組み合わせて教育活動を展開していくという考えであります。

○４番（奥吉拓郎君）　最近、本に書いてあったんですけれども、最近、若者がすごい映画館に足を運ぶようになっていて、何で映画館に行くのかって言ったら、暗闇の中に拘束されて、大画面と高音質の迫力に没入する非日常感が彼らに新鮮な刺激を与えていると。とにかくスマホとかそういうデジタル機器から離れたいという若者が増えているということです。デジタルデトックスシネマとかそういうのも始まっているということです。

あと、面白かったのがメンタルパフォーマンスというのをメンパというみたいで、メンパがいいというのは要するにどれだけメンタルを削られずに済むかが問題ということみたいなんですけれども。

結局、若者たちがこうやってタブレットとかスマホから離れたいと、そういう状況になっているので、なるべく本市としてはタブレットは使わないで、紙を使っていただきたいと思うんですけれども、その辺を伺います。

○学校教育課長（米村英紀君）　繰り返しになりますけれども、紙にもデジタルにもそれぞれよさがあります。そこを組み合わせて教育活動を行っていくという考えに変わりはありません。

○４番（奥吉拓郎君）　できるだけ紙を使って、最適な組合せで、本市の教育を行ってほしいと思います。

では、次の４の本市の観光振興についてに移ります。

本市の観光振興についての質問ですけれども、実際に串木野駅のトイレの掃除をボランティアでされている方から連絡があって、こういう話があったのが（１）と（２）で、（３）のほうはフラーゴラッド鹿児島がＳＶリーグに昇格というのは、今のタイミングでしか質問できないなと思って質問したところです。

では、まず（１）です。

串木野駅に降りた観光客の移動の利便性向上のために、串木野駅にコインロッカーを設置するべきではないかと思います。

私自身も年末年始に18切符で日本あちこちに行ったり、旅行が好きだったんですけれども、駅からどこかに行くときはコインロッカーに入れていました。あと、（３）のフラーゴラッド鹿児島の試合が本市でも10何試合行われるということなので、わざわざ遠くから来られた方に重い荷物を持たせて、体育館まで行かせるのもどうかなと思いますので、コインロッカーの設置はするべきではないかと思うのですが、市の見解を伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　串木野駅におけるコインロッカーの設置についてであります。

本市といたしましても、ＪＲを利用して来訪される観光客の皆様の利便性向上は課題であると認識しておりますが、本市を訪れる観光客の中でＪＲを利用される方は少ないものと認識しております。

御提案を受け、ＪＲ九州へ確認いたしましたところ、コインロッカーの設置は鹿児島中央駅や川内駅、こういった主要駅で利用客が特に多い駅を対象としているということでございました。

また、近隣の日置市において伊集院駅などの状況も確認しましたが、市が主体となってコインロッカーを設置していることはないということでございました。

このような周辺等の状況を踏まえまして、現時点では串木野駅におけるコインロッカーの設置については考えていないところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　市の予算を使ってコインロッカーを造るというのは考えられないでしょうか。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　市の単独の予算で駅のほうに設置するという考えは今のところないということでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　では、（２）に移らせていただきます。

観光案内所と串木野駅が離れているため、串木野駅に降りた観光客が観光案内所へ行くのが困難な状況となっています。観光案内所と串木野駅をＺｏｏｍ等でつないで、観光客が気軽に問合せができる環境を整備するべきではないかと思いますが、市の見解を伺います。

具体的に言えば、今、串木野駅に置いてあるタブレットみたいな感じで、こういう操作をしたら駅員が出るから駅員さんに相談してくださいというふうになっているんですけれど、そういうのがつくれないかを伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　串木野駅と観光案内所をオンラインで結ぶ情報提供機器の整備についてであります。

御提案のＺｏｏｍ等を活用したオンラインの情報提供につきましては、駅施設内への設置が理想であると考えております。

しかしながら、機器の設置場所の確保、安定した通信環境の維持、機器の管理体制、非常時の対応など、ＪＲ側と詳細な協議が不可欠となってまいります。

また、現在におきましてはスマートフォンの普及が進みまして、様々な情報ソースから観光情報を入手することが可能となってきております。

これらの状況を総合的に判断しまして、現時点では串木野駅において、オンラインで観光情報の提供をする環境の整備というのは考えていないところでございます。

引き続き、観光客の皆様への情報提供の在り方については、パンフレットやＱＲコードを活用したウェブサイトへの誘導など、既存の手段の効果的な活用をしてまいる所存でございます。

○４番（奥吉拓郎君）　現在の観光案内所の「たけどん」さんともお話ししたんですけれども、わざわざトランクをゴロゴロいわして、観光案内所までやってくる人も中にはいらっしゃるということでした。

やっぱりそれも大変だと思うので、（１）と（２）と一緒になっちゃうんですが、コインロッカーを造ったりとか、そういう地図みたいなので駅からわざわざそんなふうに苦労して歩いてこなくても問合せができる環境というのをつくっていただければと思います。

では、（３）に移ります。

フラーゴラッド鹿児島がＳＶリーグに昇格したことにより、本市の総合体育館がホームアリーナとして使われることになりました。県内外から多くの方が観戦に訪れることが見込まれるので、試合会場で

本市のＰＲ活動に努めるべきではないかと思います。

その件について伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　フラーゴラッド鹿児島のＳＶリーグ昇格に関しまして、県内外から多くの観客が訪れることになるということで、本市のＰＲをどのようにしていくかという質問でございました。

フラーゴラッド鹿児島がＳＶリーグに昇格されたことは、本市にとりましても大変喜ばしい出来事でありまして、県内外から多くの観戦客が来訪されることは、本市の魅力を広く発信する絶好の機会と捉えているところでございます。

これまでもホームゲーム開催時には、来場者の皆様へ本市の観光パンフレットを配布するなど、ＰＲ活動は行ってまいりました。

今後、本市のＰＲ活動につきましては、国体時の本市での開催状況や他会場の事例等を参考に、より効果的な方法を研究して、宿泊情報なども含めて積極的に情報提供をしてまいりたいと考えております。

また、現在、総合体育館等において観戦しながらの飲食ができないようになっておりますので、関係機関と、飲食ができるような形でできないかということで検討を進めているところでございます。

引き続き、市の観光特産品協会と連絡を図りながら、来場者の皆様に喜んでいただける魅力的かつ効果的なおもてなしができるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、スポーツと観光の連携を強化しながら、本市の魅力を最大限に発信してまいりたいと考えております。

○４番（奥吉拓郎君）　ＳＶリーグということで、ＪリーグでいえばＪ１ということになりまして、バレーがなかったら、まずうちのまちには来ることがない方たちが観戦に訪れると思います。

特に、そういうバレーを観るためにふだんうちには来ないんだけれど、バレーの試合があるから来ていると。そういう人たちを特に集中ターゲットにして、アピールしたらいいんじゃないかと思いますけれども、その辺を伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　バレーのファンの皆様は、すごく熱狂的なファンが多くございます。本市で国体があったときもプロのチームに所属している方とかいらっしゃいますと、やはり追っかけではないですけれども、推しの方がいらっしゃって、来る方もいらっしゃいますので、そういう方々も大切にしながら、１人でもいちき串木野市のファンが増えるような形でＰＲを図ってまいりたいと思います。

○４番（奥吉拓郎君）　今の時点で計画している具体的なものはあるのかを伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　現状考えているのは、入場者に対しまして本市のパンフレット等を配って、本市のＰＲをしていくということを中心に考えているところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　せっかくなので本市の特産品を組み合わせて、何か販売したりとか、そういうのは考えてはないですか。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　そちらのほうにつきましても、市の観光特産品協会等とも連携を取りながら、何かしらの形になるような手はずを取っていきたいと考えております。

○４番（奥吉拓郎君）　フラーゴラッド鹿児島がＳＶリーグに上がったということで、本市をアピールするのに千載一遇のチャンスだと思いますので、存分に活用していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（松崎幹夫君）　以上で、本日の日程は終了しました。

―――――――――――――――――――――

△散　　会

○議長（松崎幹夫君）　本日はこれで散会します。

散会　午後３時16分